

諮問事項

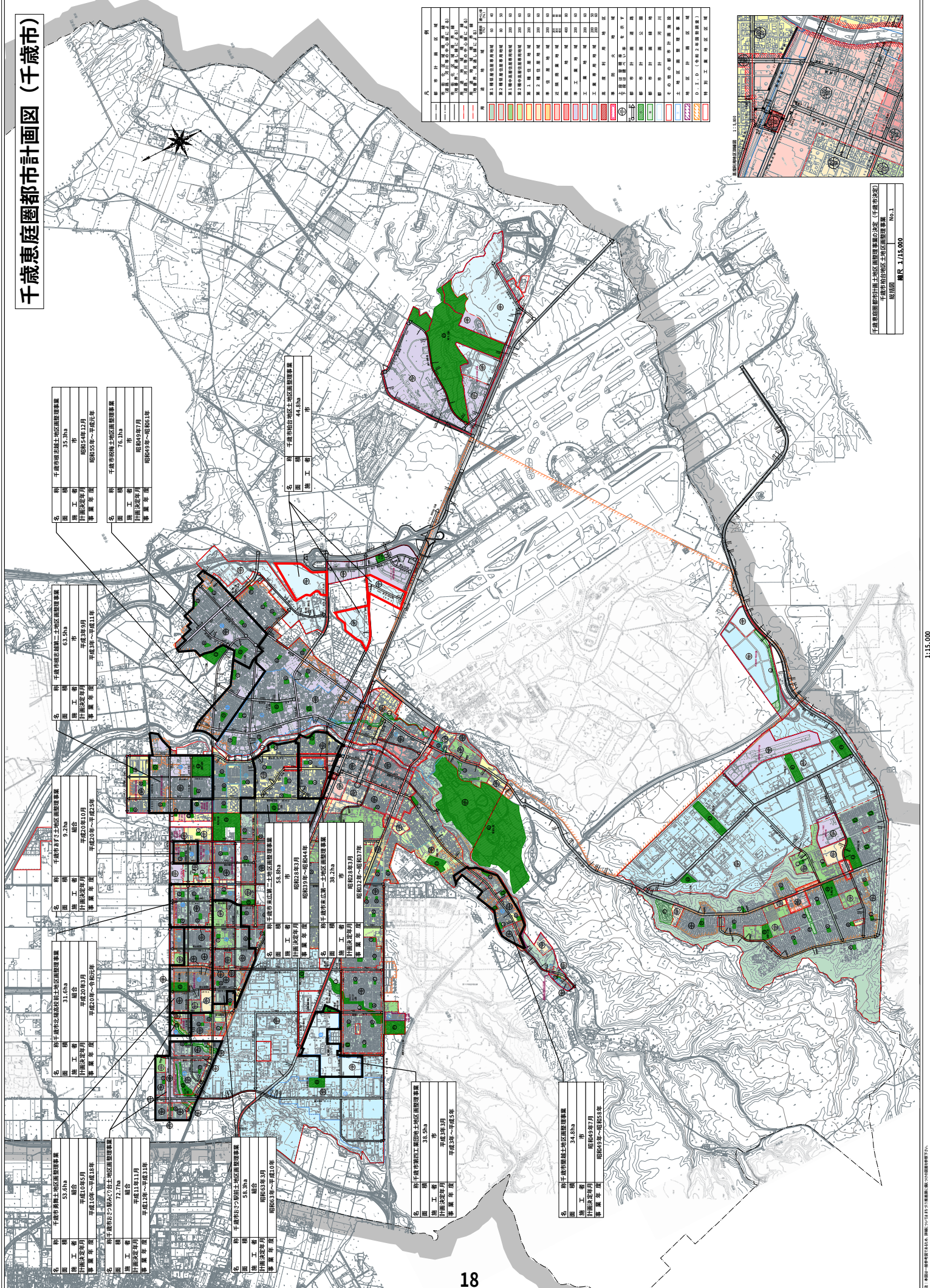
- (4) 千歳恵庭圏都市計画土地区画整理事業の決定について（柏台地区）

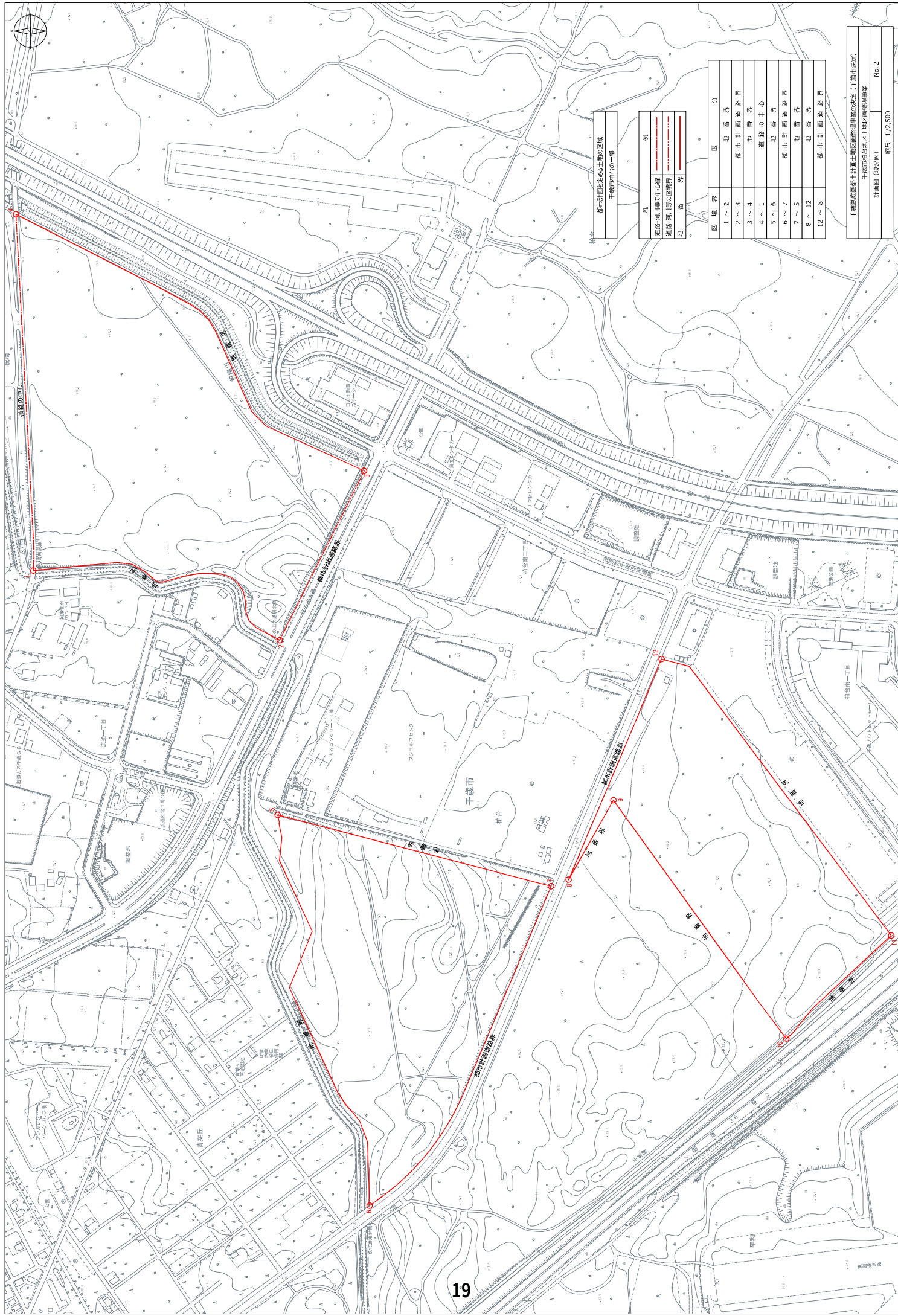
千歳恵庭圏都市計画土地区画整理事業の決定（千歳市決定）

都市計画柏台地区土地区画整理事業を次のとおり決定する。

名称		柏台地区土地区画整理事業				
面積		約 44.8ha				
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	3・4・61 柏台 旭ヶ丘通	21m	約 1,770m	
		上記都市計画道路を骨格とし、14m の幅員を標準とする区画道路を工業系業務地としての有効活用が図られるよう適正に配置する。				
	公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
		—	—	—	—	
		緑地面積は、施行区域面積の 3 % 以上確保し、道路隣接地を中心に約 1.7ha の緑地を適正に配置する。				
	その他の公共施設	施行区域内に雨水調整池を設置し、周辺に影響を与えないよう流出抑制を図る。上下水道については、道路計画等に基づき適正に配置する。				
宅地の整備		本地区は、多様な産業の集積を目的とした工業地の形成と区画規模の適正化を図ることにより、新規需要に対応した良好な宅地を整備する方針である。				
「施工区域は計画図表示のとおり」						
【理由】						
千歳市は、空・陸交通の要衝であることや自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、工業系生産規模の増加が見込まれるとともに、国策的プロジェクトである次世代半導体工場の立地を契機とした半導体関連企業などの集積により、既存工業地には空きがなく、新規需要に対する工業地の確保が課題となっている。						
本地区は、令和 4 年に策定された「千歳市第 3 期都市計画マスタープラン」において、必要に応じて、柏台の道央圏連絡道路沿道に新たな工業地の形成を検討する地区として位置付けしており、千歳市の課題解決のため、新たな工業系業務地として計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があることから、土地区画整理事業を決定する。						

千歲惠庭園都市計画図(千歳市)



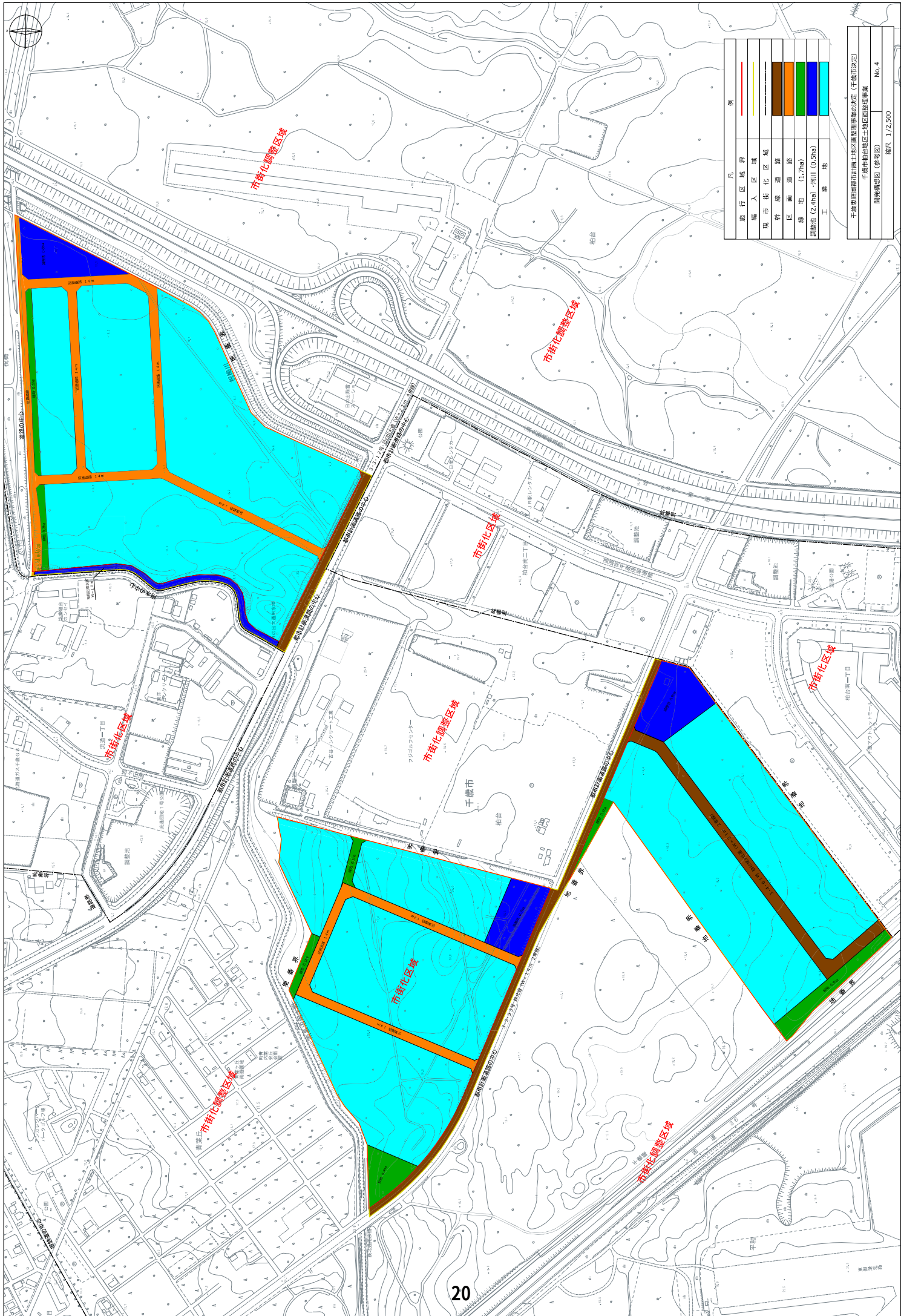


千歳市計画区域の土地の区域
千歳市計画区域の一部

例
道路・河川等の境界
道路・河川等の境界
地帯界

区	分
1	地帯界
2	都市計画道路界
3	地帯界
4	道路の中心
5	地帯界
6	都市計画道路界
7	地帯界
8	地帯界
12	都市計画道路界

千歳市計画区域の土地の区域の決定（千歳市決定）
千歳市計画区域の土地の区域の決定
計画図（決定図）
No. 2
縮尺 1/2,500



凡 例	
施行区域界	
編入区域	
現市街化区域	
幹線道路	
支線道路	
緑地 (1.7ha)	
調整池 (2.4ha)・河川 (0.5ha)	
工業地	

千歳市都市計画部土地地区画整理課の所管 (千歳市決)	
千歳市柏台地区土地地区画整理事業	
冊数 (部)	No. 4
縮尺	1/2,500

諮問事項

- (5) 千歳恵庭圏都市計画道路の変更について
(柏台地区)

理 由 書

1 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（千歳市決定）

2 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3 都市計画変更の内容

1) 3・3・12 号日の出大通

一部区域の変更（法面端部から道路端部へ変更 L=290m）

2) 3・4・61 号柏台旭ヶ丘通

起点の変更（延長増約 670m）

構造の変更（平面交差箇所数増 1 箇所）

3) 3・5・33 号鉄北通

一部区域の変更（法面端部から道路端部へ変更 L=770m）

構造の変更（平面交差箇所数増 1 箇所）

4 都市計画変更の理由

柏台地区における土地区画整理事業による市街化区域拡大に合わせて、当該地区における円滑で安全な交通を確保するため、3・4・61 号柏台旭ヶ丘通を延伸する。

また、3・3・12 号日の出大通及び 3・5・33 号鉄北通については、計画決定時、土地区画整理事業による市街化区域拡大は想定しておらず、道路法面を含めて区域決定していたため、今回の市街化区域拡大に合わせ、法面部の一部区域を縮小する。

加えて、3・4・61 号柏台旭ヶ丘通の延伸に伴い、3・5・33 号鉄北通と接続することから、構造（平面交差箇所数の増）を変更する。

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(千歳市決定)

都市計画道路中3・3・12号日の出大通ほか2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹線 街路	3・3・12	日の出大通	千歳市 末広 8丁目	千歳市 柏台	千歳市 青葉丘	約3,480m	地表式	4車線	22m	幹線街路道央 新道と立体交 差、幹線街路 と平面交差8 箇所	
幹線 街路	3・4・61	柏台旭ヶ 丘通	千歳市 柏台	千歳市 柏台	千歳市 柏台	約1,770m	地表式	2車線	21m	幹線街路道央 新道と立体交 差、幹線街路 と平面交差3 箇所	
幹線 街路	3・5・33	鉄北通	千歳市 長都駅 前3丁 目	千歳市 柏台	千歳市 末広 5丁目	約6,300m	地表式	2車線	14m	幹線街路7線 大通、道央新 道と立体交 差、幹線街路 と平面交差13 箇所	
	その他		なお、千歳市末広6丁目地内に交通広場を設ける。								面積約 4,000m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

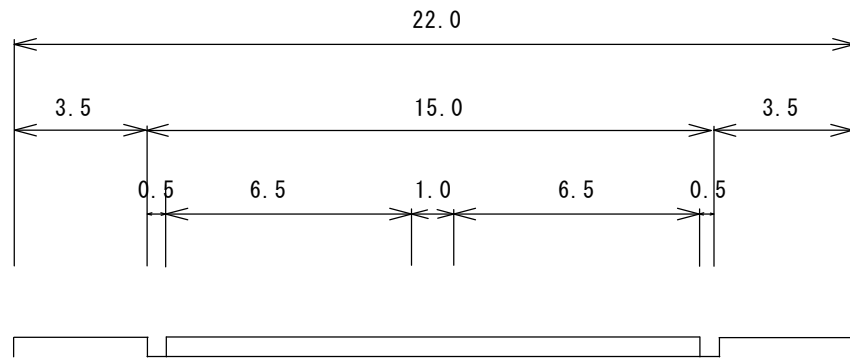
変 更 説 明 書（千歳市決定）

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・3・12	日の出大通	3・3・12	日の出大通	一部区域の変更 (法面端部から道路端部へ変更 L=290m)
3・4・61	柏台旭ヶ丘通	3・4・61	柏台旭ヶ丘通	起点の変更 (延長増約 670m) 構造の変更 (平面交差箇所数増 1 箇所)
3・5・33	鉄北通	3・5・33	鉄北通	一部区域の変更 (法面端部から道路端部へ変更 L=770m) 構造の変更 (平面交差箇所数増 1 箇所)

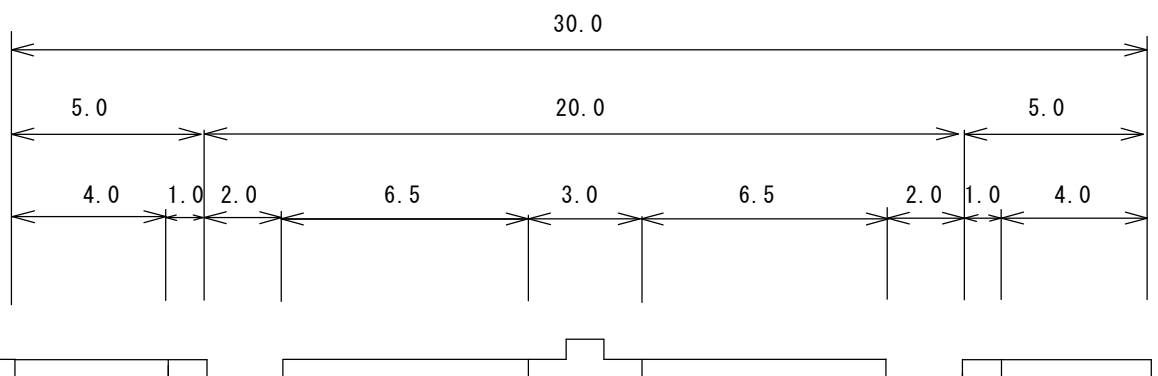
定規図（千歳市決定）

3・3・12 日の出大通

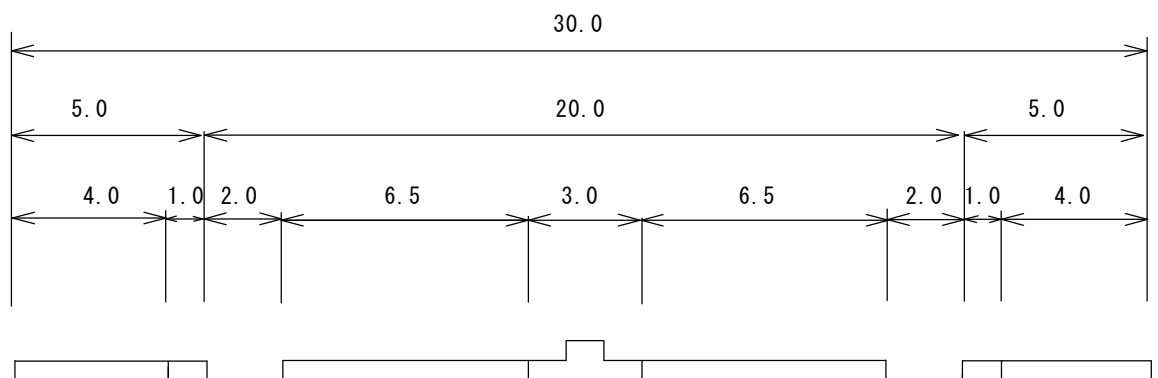
代表幅員



変更区間（約290m）
（旧）



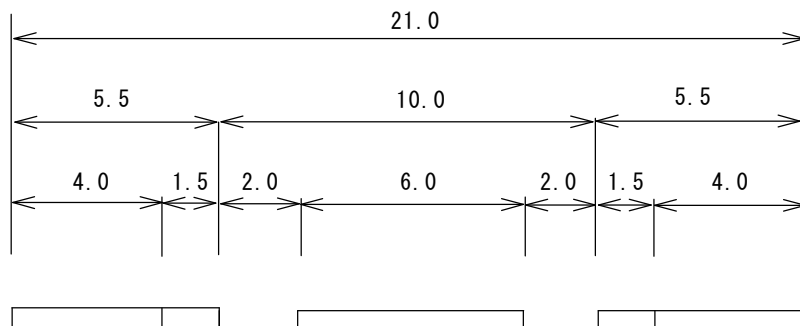
（新）



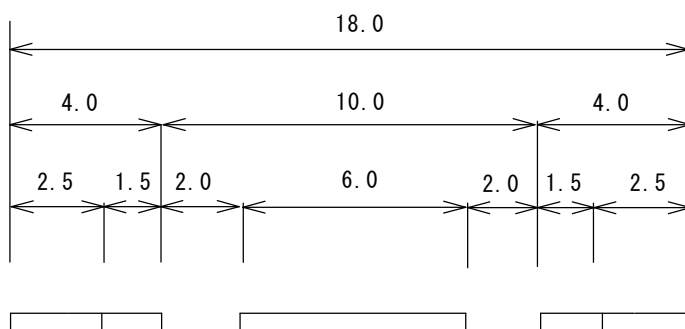
定規図（千歳市決定）

3・4・61 柏台旭ヶ丘通

代表幅員



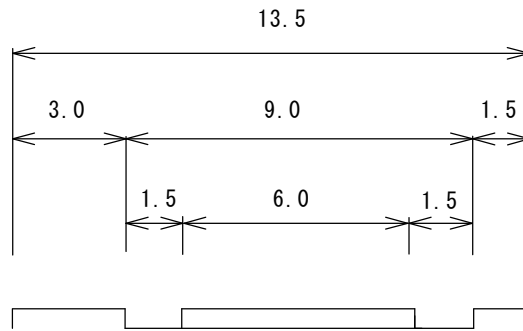
変更区間（約670m）



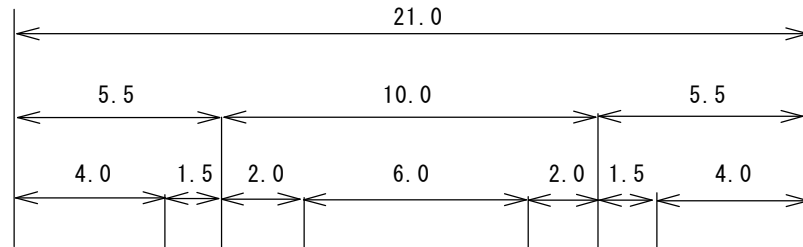
定規図（千歳市決定）

3・5・33 鉄北通

代表幅員

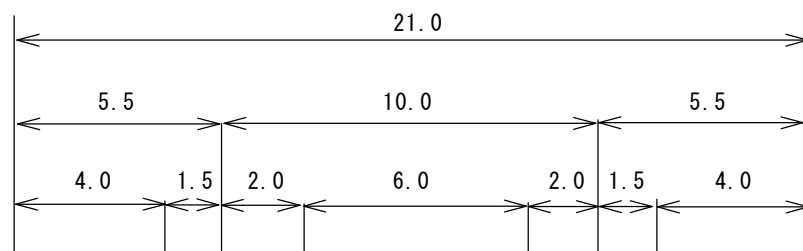


変更区間（約770m）
（旧）

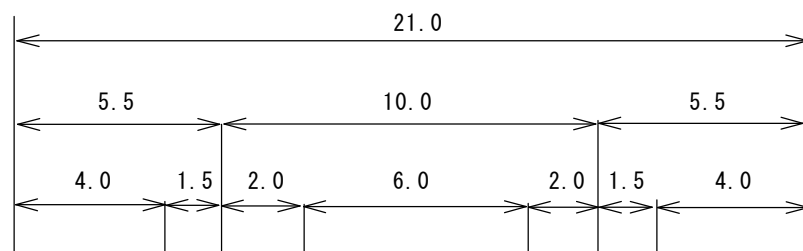


（新）

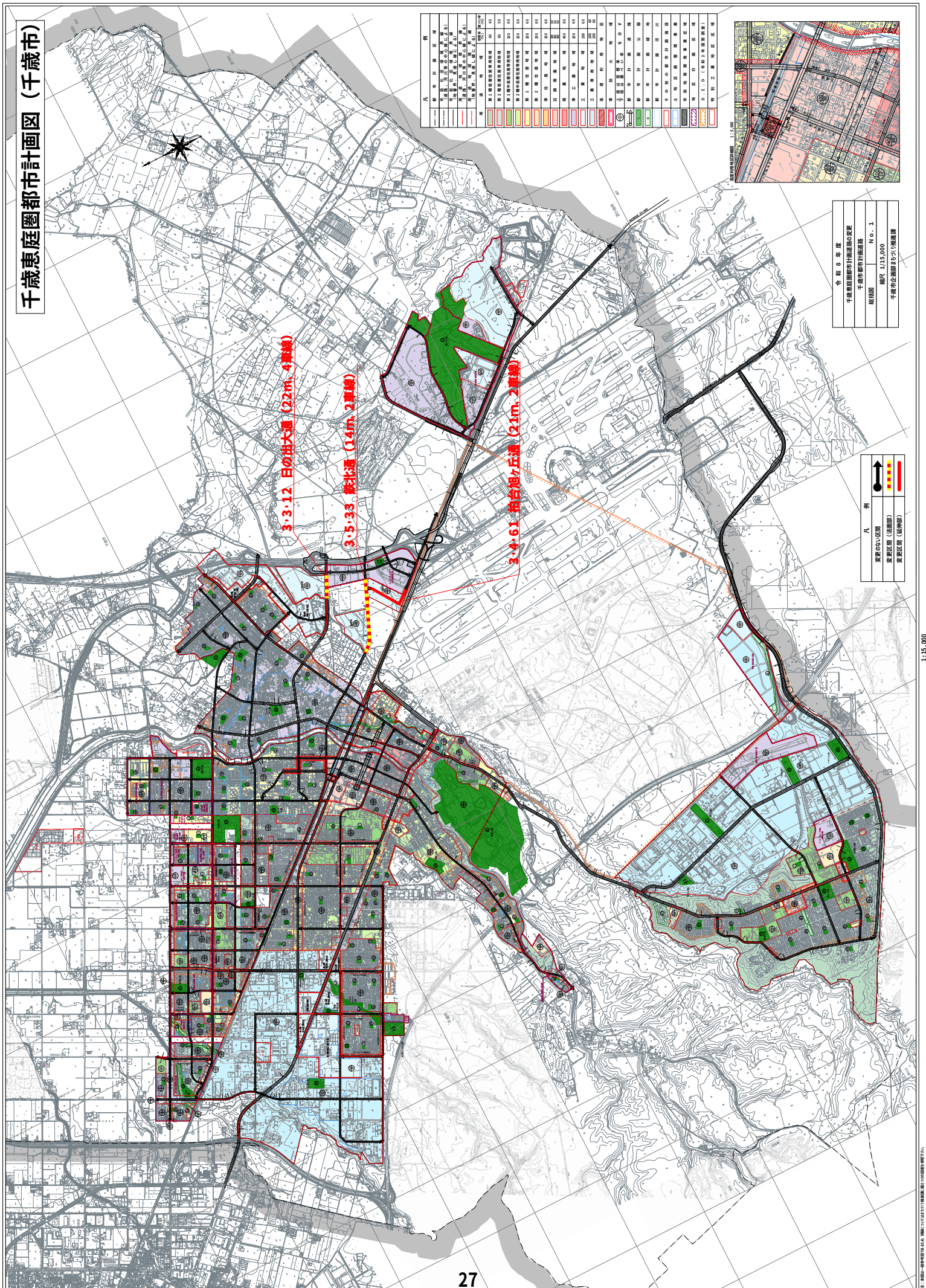
（SP0～SP585）

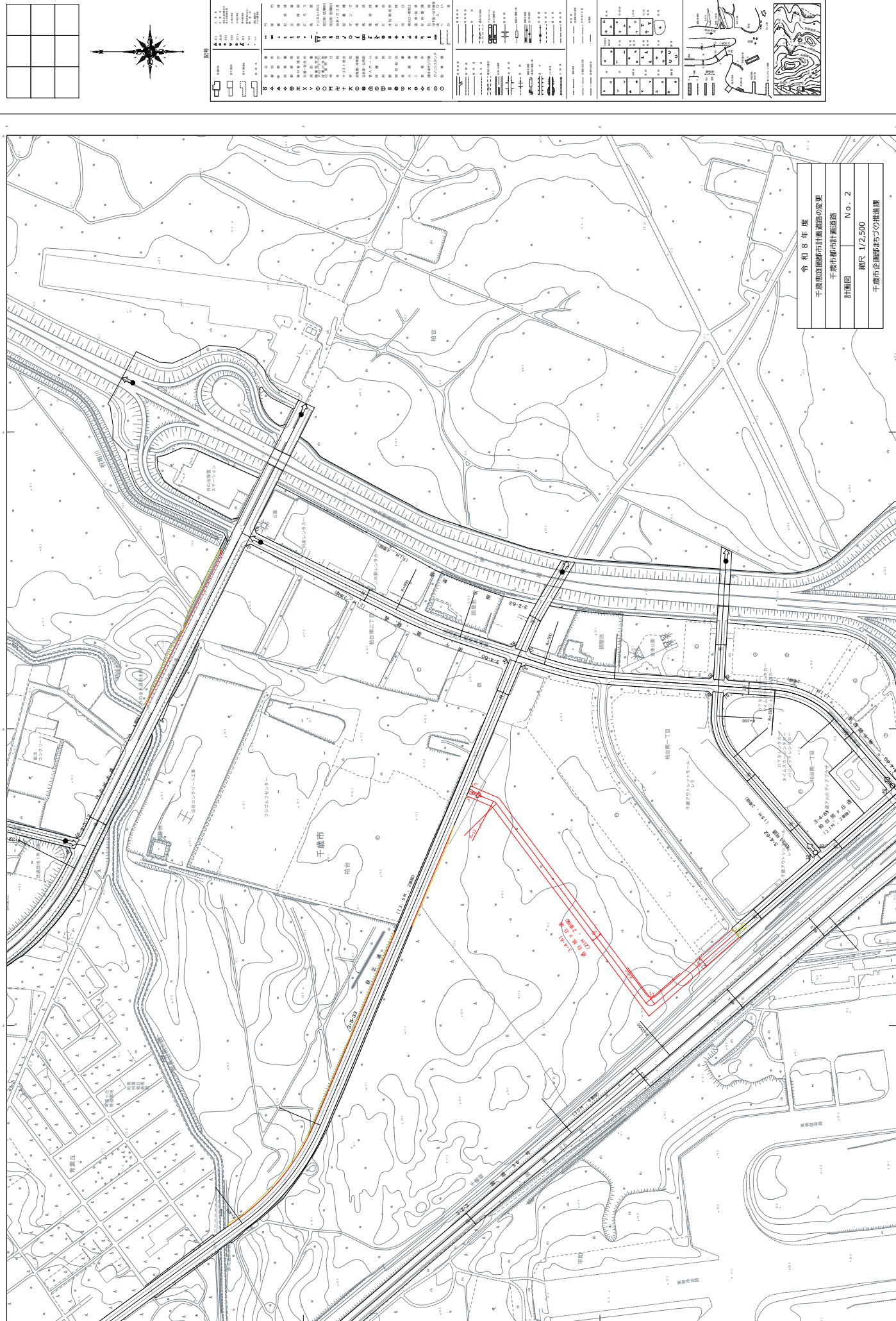


（SP606～SP791）



千歳恵庭圏都市計画図(千歳市)





諮問事項

- (6) 千歳恵庭圏都市計画下水道の変更について
(柏台地区)

都市計画変更に係る理由書

1 案件名

千歳恵庭圏都市計画 千歳公共下水道の変更

2 都市計画変更内容

市街化区域の拡大に伴い下記位置の一部について排水区域を変更する。

（拡大）柏台地区の一部（約 47ha）

3 都市計画変更理由

千歳市内の東部に位置する柏台地区の一部（約 47ha）について、市街化区域の拡大に伴い、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、排水区域を拡大変更する。

千歳恵庭圏都市計画下水道の変更（千歳市決定）

千歳恵庭圏都市計画千歳公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 3,310ha （うち処理区域 約 3,310ha）

理 由

千歳市内の東部に位置する柏台地区の一部（約 47ha）について、市街化区域の拡大に伴い、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、排水区域を拡大変更する。

変 更 説 明 書

1 下水道の名称 千歳公共下水道

2 変更概要

1) 市街化区域の拡大に伴い排水区域を拡大変更する。

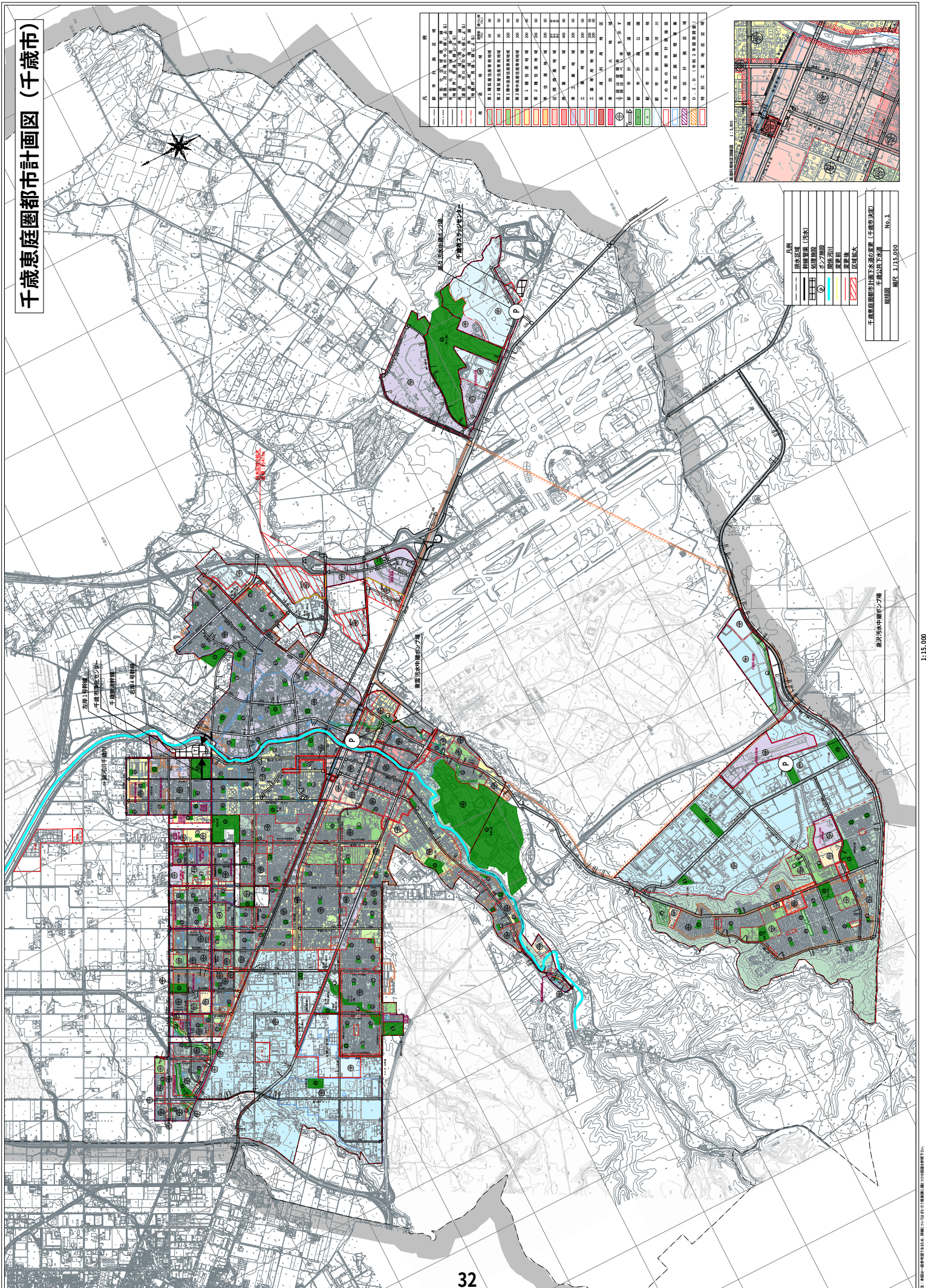
3 新旧対照表

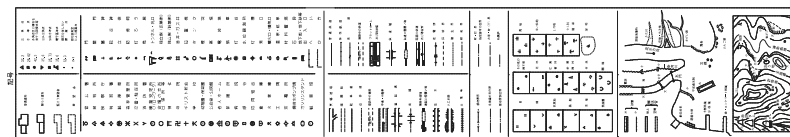
2. 排水区域

「上段」；変更前、「下段」；変更後

本 文	備 考	変更の内容
「排水区域は総括図表示のとおり」	面積 約 3,263ha (うち処理区域 約 3,263ha)	市街化区域の拡大に伴い排水区域を変更する。面積は約 47ha 拡大。
「 ” 」	面積 約 3,310ha (うち処理区域 約 3,310ha)	

千歳恵庭圏都市計画図(千歳市)





諮問事項

- (7) 千歳市第3期都市計画マスタープラン
[部分改訂]について

千歳市第3期
都市計画マスタープラン〔部分改訂〕

2022 **2026** 2041

千歳市
令和8年10月

I. 計画の概要

<01> 背景と目的

千歳市では、土地利用や都市生活を支える諸施設の計画などの方針として、千歳市第3期都市計画マスタープランを令和4年（2022年）3月に策定しています。

その後、令和5年（2023年）2月に国策的プロジェクトとして Rapidus 株式会社（以下、Rapidus という。）の立地が決まり、これを契機とした関連企業の立地や人口の増加を見込んだ土地利用が進むなど、千歳市を取り巻く状況が大きく変化しています。

この状況を踏まえ、半導体関連企業が立地することによる影響や変化などに対応するため、将来のまちづくりに向けて千歳市将来ビジョンを令和7年（2025年）2月に策定するとともに、千歳市人口ビジョンの改訂により企業集積などで人口の増加を予測しています。このほか、市街地で土地利用が進んだことにより、工業地が不足し、住宅地、商業地の土地価格が上昇しています。

また、都市計画運用指針においては、「インターチェンジや幹線道路周辺において工場や研究施設、物流施設といった産業の立地等を図る地区、市街化区域の近接・隣接区域において建築活動の動向を踏まえて一定の市街化を容認する地区などを示すことが望ましいこと」や、「非住居地における流通業務施設等都市活動のため積極的に受け入れるべきものについては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、誘導・支援を図るべきであること」が示されており、千歳市を取り巻く状況を踏まえると、これらをより考慮することが必要になっています。

これら千歳市第3期都市計画マスタープラン策定後に生じた社会情勢の変化への対応や土地利用の方針を予め示すことで、良好な市街地の形成を計画的に誘導するため、千歳市第3期都市計画マスタープランを部分改訂します。

<02> 本計画の考え方

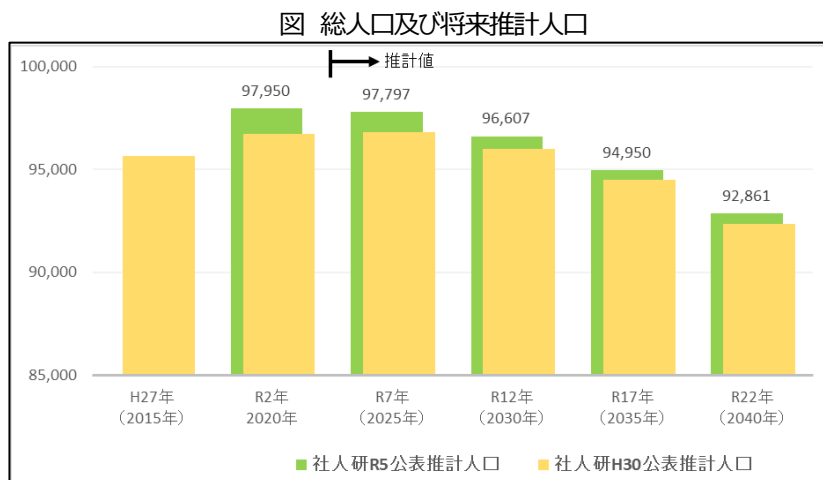
令和4年（2022年）3月に策定している千歳市第3期都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市のあるべき姿を目標として策定しています。改訂にあたっては当該マスタープランを基本として、Rapidus の立地を契機とした社会情勢の変化に対応するための方針の追加など、部分的な見直しとしています。そのため、本計画は、すでに策定している千歳市第3期都市計画マスタープランから改訂した部分のみを掲載しています。

II. 千歳市第3期都市計画マスタープラン策定後の動向と部分改訂の要点

<01> 人口や産業の動向

□ 人口動態

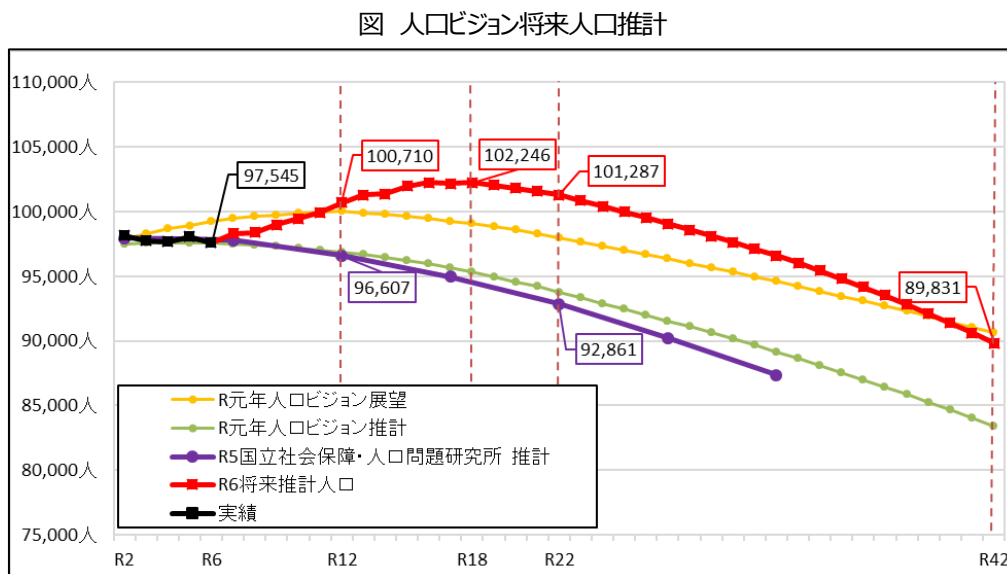
- ・令和5年（2023年）に国立社会保障・人口問題研究所により公表された千歳市の推計人口は、千歳市第3期都市計画マスタープラン策定時に参考とした平成30年（2018年）公表の推計人口をすべての年次で上回っています。



資料：平成27年・令和2年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

□ 人口の将来展望

- ・千歳市人口ビジョンでは、人口のピークを令和12年（2030年）に100,710人としていましたが、令和7年（2025年）に改訂し、Rapidus立地に伴う人口増加効果を踏まえ、令和18年（2036年）に102,246人になると改めました。
- ・将来人口推計は、住民基本台帳の人口を基にした「推計」に加え、半導体関連産業集積による人口増加効果を踏まえるとともに、生残率（死亡率）及び移動率は過去7年間の平均値、合計特殊出生率は過去2年間の平均値（1.24）としています。

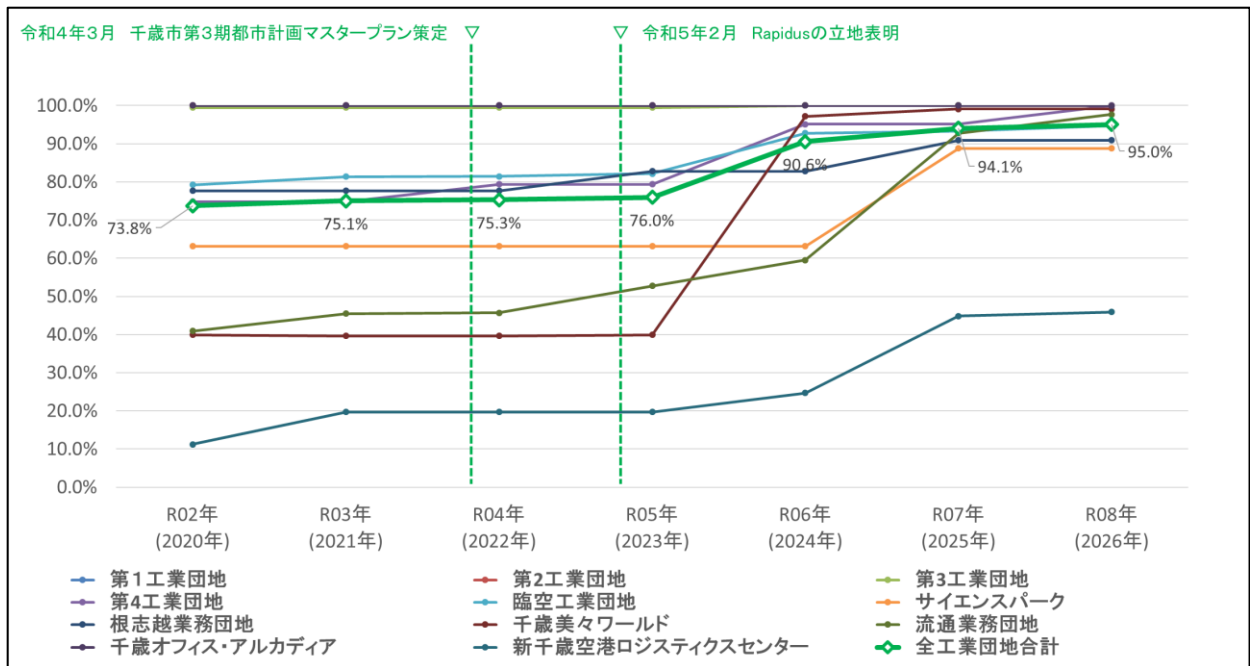


資料：令和7年（2025年）千歳市人口ビジョン

□ 工業団地の分譲率

- 各工業団地の分譲率は、令和5年（2023年）まではわずかに増加していましたが、Rapidusの立地表明以降、大きく上昇しています。
- 令和8年（2026年）4月時点での本市における全工業団地の分譲率は95.0%となっています。

図 工業団地の分譲率の推移

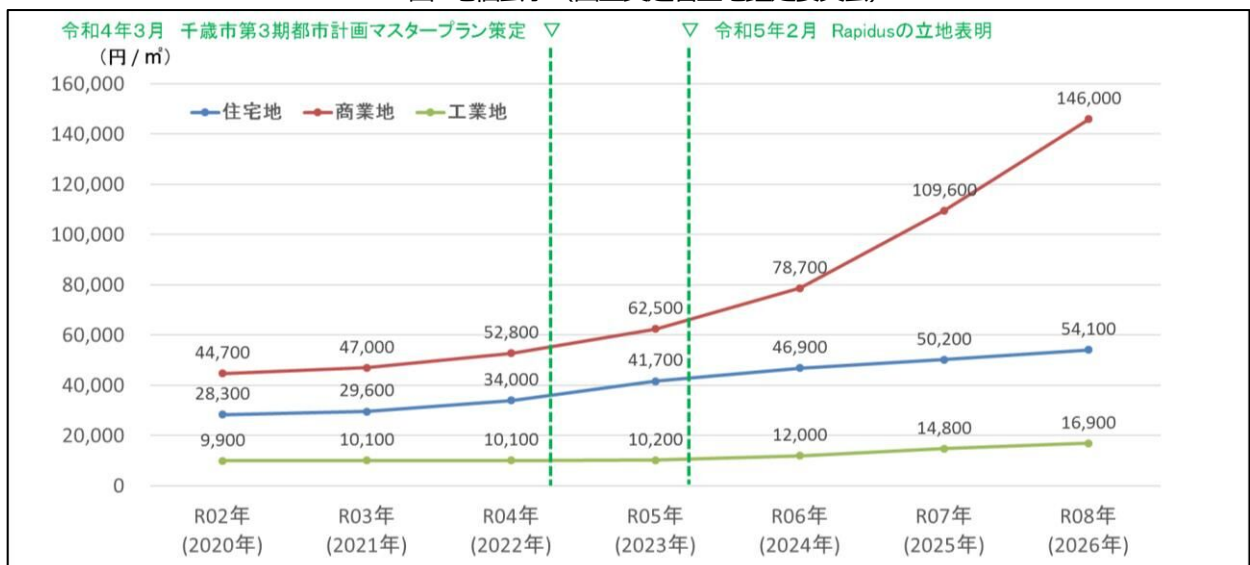


資料：千歳市調べ

□ 土地の平均価格

- 国土交通省が実施する地価公示（基準日：1月1日）による住宅地や商業地の平均価格は、Rapidusの立地表明前から上昇していましたが、立地表明後には平成31年（2019年）時点と比べ商業地で約3倍となっており、北海道が実施する地価調査についても同様の傾向が見られます。

図 地価公示（国土交通省土地鑑定委員会）



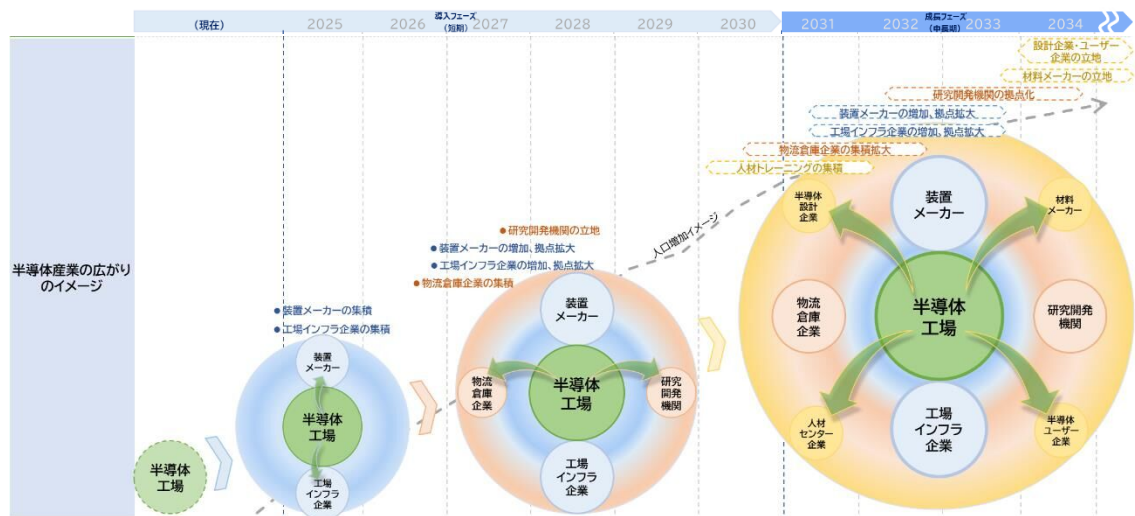
資料：地価公示（国土交通省土地鑑定委員会）

産業の広がり

千歳市将来ビジョンでは、新千歳空港周辺地域において、将来的に様々な業種の企業集積が進む可能性を示しています。また、美々地区や柏台地区を含めた Rapidus 周辺地域で半導体関連企業を中心とした工場や研究施設が集積し、多くの人が行き交うエリアになる可能性を見込んでおり、半導体関連産業が下図のように広がることを想定しています。

転入者が大きく増加することや将来的には世界各国から研究などで本市を訪れる外国人が増加し、定住につながることも見込んでいます。

図 年齢区分別人口割合の将来推計



資料：千歳市将来ビジョン

<02> 部分改訂の要点

千歳市第3期都市計画マスタープラン策定後の社会情勢の変化やまちづくりの進捗・現状、市民などからの意見を踏まえ、改訂した本計画における見直しの要点は、次のとおりです。

項目	部分改訂の要点
人口増加への対応	・令和5年（2023年）に国立社会保障・人口問題研究所により公表された千歳市の推計人口は、千歳市第3期都市計画マスタープラン策定時に参考とした平成30年（2018年）公表の推計人口をすべての年次で上回っています。 ・住宅地の土地価格が上昇していることや、人口増加の見込みを踏まえ、住宅地の供給について検討が必要となっています。 ▷【新たな住宅地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。】
魅力的なまちなかの形成	・Rapidusの立地表明以降、地価が上昇しています。 ・中心商業業務地での開発意欲の高まりなど、これまで想定していなかった変化を好機と捉え、魅力的なまちなかの形成を図る必要があります。 ▷【開発意欲の高まりを好機と捉え、より魅力あるまちなかの形成に努めます。】
工業地の形成	・Rapidusの立地表明以降、本市の工業団地の分譲率が大きく上昇し、地価も上昇しています。 ・将来的な企業集積に対応するため、新たな工業地の形成を検討する必要があります。 ・都市計画運用指針においては、「インターチェンジや幹線道路周辺において工場や研究施設、物流施設といった産業の立地等を図る地区、市街化区域の近接・隣接区域において建築活動の動向を踏まえて一定の市街化を容認する地区などを示すことが望ましいこと」や、「非住居地における流通業務施設等都市活動のため積極的に受け入れるべきものについては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、一定水準の市街地形成を確保するため、誘導・支援を図るべきであること」が示されており、これらをより考慮する必要があります。 ▷【新たな工業地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。】

項目	部分改訂の要点
交通機能の強化	・市街地周辺で、計画的な土地利用が進んだ場合の新たな道路・交通ネットワークの方向性を示す必要があります。 ・新たな工業地の形成などにより、近隣の都市や各工業地、新千歳空港間での交通量の増加が見込まれるため、交通機能を強化する必要があります。 ▷ 〔都市交通のニーズの変化に応じて、交通の効率化と円滑化を図るため、アクセス機能の強化に資する道路・交通ネットワークを検討します。〕
その他の課題への対応	・社会情勢の変化に対応するため、都市全体を俯瞰し、市街地外の地区において、一定程度の土地利用を検討する必要があります。 ▷ 〔必要に応じて、各種制度の活用や適切な運用を行います。〕 ・半導体関連産業の集積に伴い、転入者の増加及び外国人の定住を見込んでいたりことや公園・緑地に対する市民ニーズが多様化しているため、より持続可能で柔軟な公園運営を図る必要があります。 ▷ 〔公園・緑地等は官民連携の手法を柔軟に取り入れ、魅力的で賑わいのある空間の創出を図ります。〕 ・人口の増加や様々な業種の企業集積が想定されるため、水需要の増加に対応していく必要があります。 ▷ 〔市民や企業などの活動に対応した水源の確保に向けて取組を行います。〕

III. 全体構想

<01> 住宅系土地利用の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.24

□ 現況と課題

総論	・住宅地の土地価格が上昇していることや、人口増加の見込みを踏まえ、住宅の供給について検討が必要となっています。
----	---

□ 土地利用の方針

一般住宅地	・高度利用住宅地の周辺や都市内の幹線街路の沿道、地域商業業務地の周辺を位置づけ、生活利便施設を気軽に利用できる中高層住宅地として良好な住宅地の形成及び保全を図ります。(再掲) ・市街地中部地域[鉄道以北]及び市街地西部地域[鉄道以北]で新たな住宅地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。
ゆとり・低層住宅地	・自由ヶ丘、桜木、北光、北陽、あずさ、勇舞、みどり台、桂木、新星、泉沢向陽台などを位置づけ、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持保全を図ります。(再掲) ・市街地中部地域[鉄道以北]及び市街地西部地域[鉄道以北]で新たな住宅地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。

<02> 商業系土地利用の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.26

□ 現況と課題

総論	・Rapidusの立地表明以降、ホテルやオフィスの立地が進むなど、開発意欲の高まりから商業地の地価が上昇しています。
----	--

□ 土地利用の方針

中心商業業務地	・JR千歳駅周辺を位置づけ、行政サービス、商業、娯楽、文化、福祉など多様な経済活動や事業活動、多くの人の交流が行われる広域的かつ総合的な商業業務地の形成を図ります。(再掲) ・開発意欲の高まりを好機と捉え、より魅力あるまちなかの形成に努めます。
---------	---

<03> 工業系土地利用の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.28

□ 現況と課題

総論

- ・ Rapidus の立地表明以降、本市の工業団地の分譲率が大きく上昇し、地価も上昇しています。
- ・ 将来的に様々な業種の企業集積が進む可能性や、美々地区や柏台地区を含めた周辺地域で半導体関連産業を中心とした工場や研究施設の集積が進む可能性があり、これらに対応するため、新たな工業地の形成を検討する必要があります。

□ 土地利用の方針

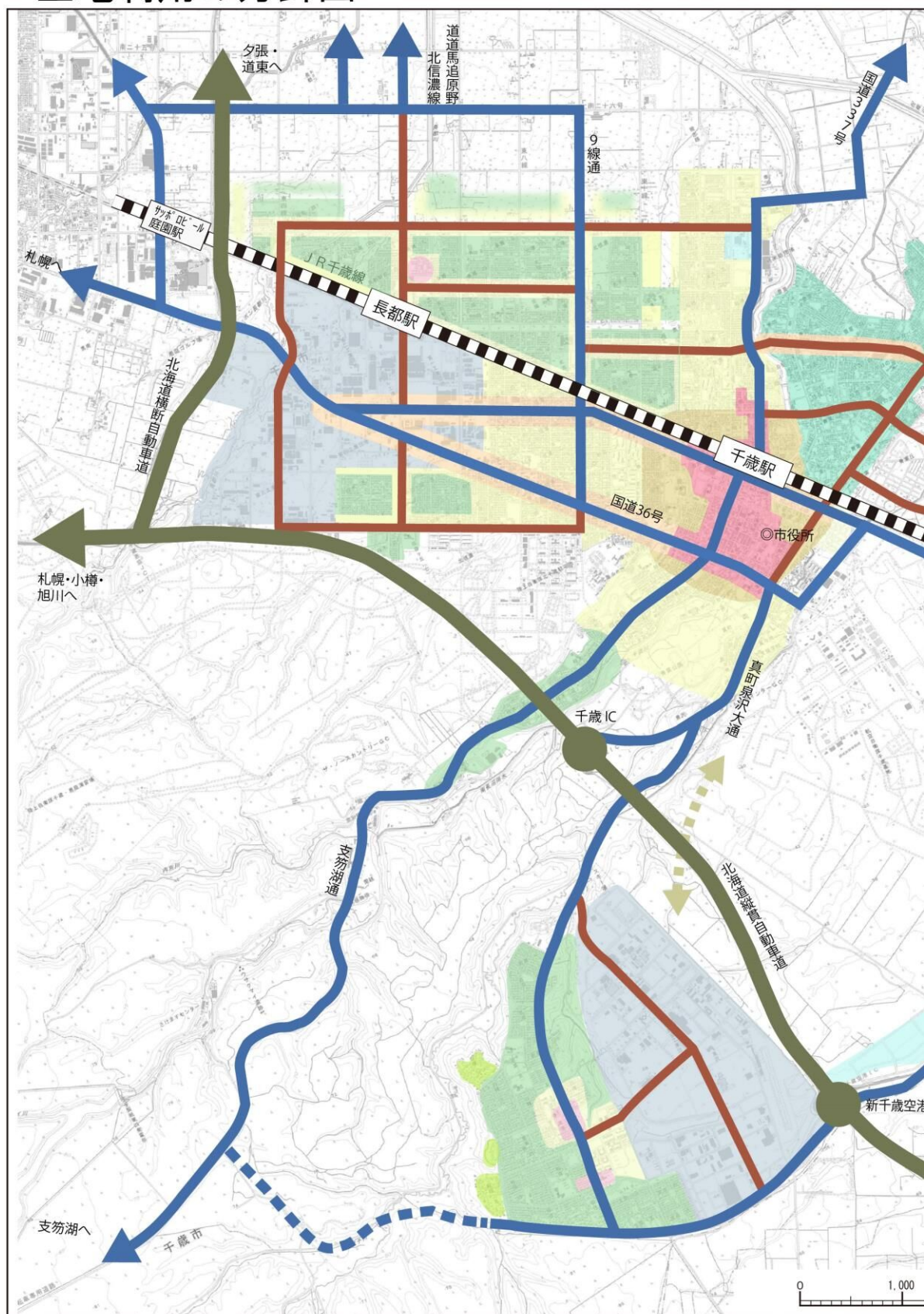
一般工業地

- ・ 上長都、北信濃、美々（千歳美々ワールド）、柏台南、泉沢を位置づけ、製造・加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地の形成を図ります。（再掲）
- ・ 新千歳空港周辺地域で新たな工業地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。

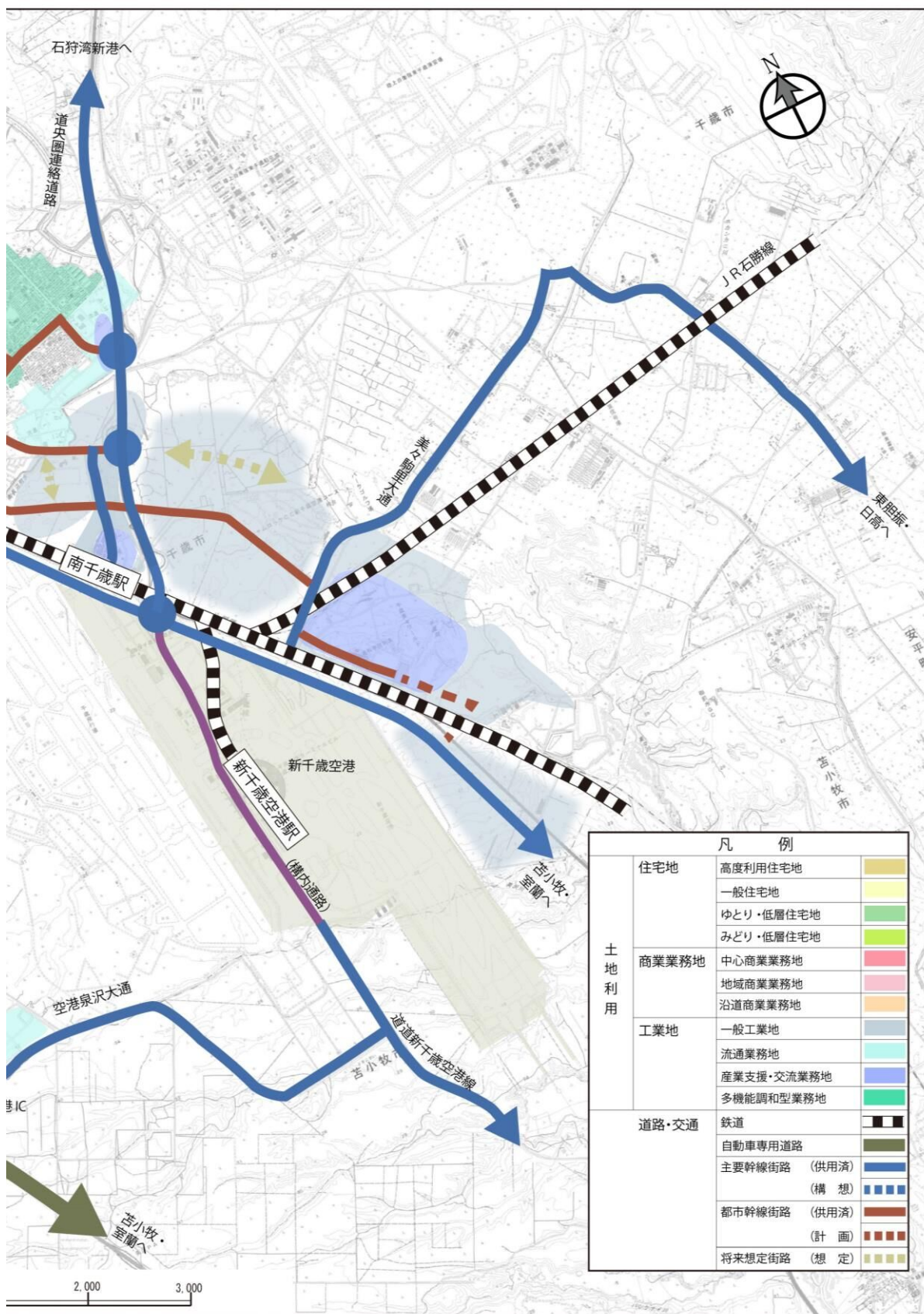


□ 土地利用の方針図

土地利用の方針図



※本計画により、令和4年3月に策定した千歳市第3期都市計画マスタープランに掲載している土地利用の方針図



の方針図を上図に改めます。

<04> 道路・交通の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.33

□ 現況と課題

総論

- ・市街地周辺の生活利便性や交通利便性の高い地区において、計画的な土地利用が進んだ場合の新たな道路・交通ネットワークの方向性を示す必要があります。
- ・美々地区への Rapidus の立地や柏台地区での新たな工業地の形成などにより、近隣の都市や各工業地、新千歳空港間での交通量の増加が見込まれるため、交通機能を強化する必要があります。

□ 道路・交通の方針

都市内の道路・交通ネットワークの確保

- ・市街地周辺の生活利便性や交通利便性の高い地区で、計画的に土地利用が進む場合など、都市交通のニーズの変化に応じた交通の効率化と円滑化を図るため、既存街路の活用・連携を踏まえつつ、既成市街地とのアクセス機能の強化に資する道路・交通ネットワークを検討します。
- ・交通の効率化と円滑化を図るため、近隣の都市や各工業地、新千歳空港間のアクセス強化に努めます。

<05> 水と緑の環境形成の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.37

□ 現況と課題

総論

- ・社会情勢の変化に対応するため、都市全体を俯瞰し、市街地外の地区において一定程度の土地利用を検討する必要があります。
- ・社会情勢の変化などにより公園・緑地などへの市民ニーズが多様化しており、これまで進めてきた施設の更新や適切な維持管理だけでなく、公園・緑地などの利用者の利便性、満足度の向上や柔軟な活用が求められています。このため、公園・緑地などのストック効果を最大限に発揮することやその特性を生かすとともに、利用者の声を反映した持続可能で柔軟な公園運営を図る必要があります。

□ 水と緑の環境形成の方針

都市環境との調和

- ・市街地外の地区における開発は都市全体や周辺地域を俯瞰しつつ、開発内容や規模、周辺環境との調和などを総合的に勘案し、必要に応じて農林業との調整を図った上で、地区計画制度の活用や開発許可制度の適切な運用を行います。

誰もが親しめる公園緑地づくり

- ・公園・緑地などは、官民連携の手法などを柔軟に取り入れ、魅力的で賑わいのある空間の創出を図ります。

<06> 上下水道・廃棄物処理の方針

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.44

□ 現況と課題

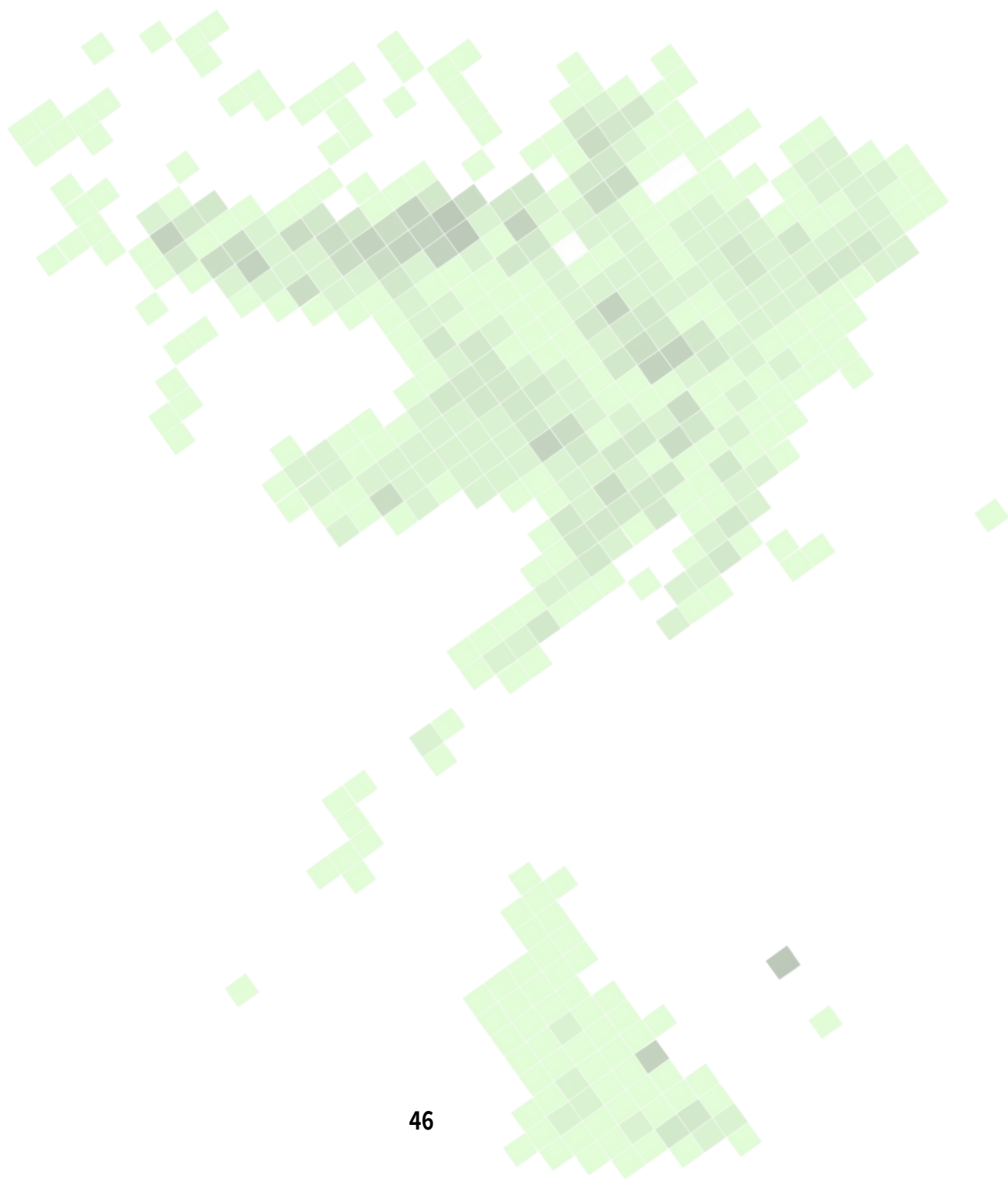
総論

- ・人口の増加や様々な業種の企業集積が想定されるため、水需要の増加に対応していく必要があります。

□ 上下水道・廃棄物処理の方針

水道・下水道施設の
適切な維持管理

- ・市民や企業などの活動に対応した水源の確保に向けて取組を行います。



IV. 地域別構想

<01> 中心市街地地区

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.69

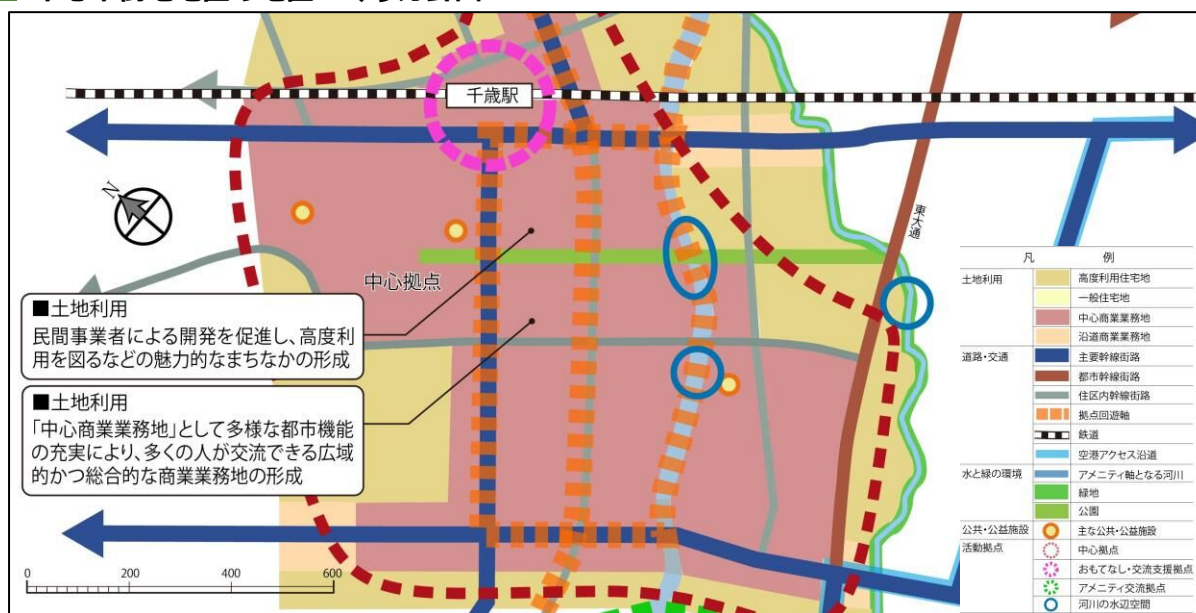
□ 現況と課題

- ・ 中心商業業務地において、ホテルやオフィスの立地が進むなど、開発意欲の高まりから商業地の地価が上昇しており、これまで想定していなかった変化を好機と捉え、より魅力的なまちなかの形成を図る必要があります。

□ 中心市街地地区の地区づくりの方針

土地利用	商業地
・ JR 千歳駅周辺の栄町、千代田町、幸町、清水町、錦町などを「中心商業業務地」と位置づけ、多様な都市機能の充実により、多くの人が交流できる広域的かつ総合的な商業業務地の形成を図ります。(再掲) ▷ JR 千歳駅及びグリーンベルト周辺を中心に、民間事業者による開発を促進し、より高度利用を図るなど、魅力的なまちなかの形成を官民一体で進めます。	

□ 中心市街地地区の地区づくり方針図



※この方針図は、部分改訂箇所を特筆したのになります、部分改訂以外の位置づけ内容については、千歳市第3期都市計画マスタープランをご覧ください。

<02> 市街地中部地域[鉄道以北]

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.81

□ 現況と課題

- 千歳市立地適正化計画で設定した都市機能誘導区域の徒歩圏とその周辺及び幹線街路沿道に位置する生活利便性や交通利便性が高く、既成市街地に隣接した地区で、利便性の高さを生かした住宅地の形成に努める必要があります。

□ 市街地中部地域〔鉄道以北〕の地域づくりの方針

土地利用	住宅地
清流、稲穂、幸福や都市幹線街路の沿道を「一般住宅地」と位置づけ、中高層住宅を主体とし、生活利便施設を気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。(再掲)	
- 南28号(通称C経路)沿道は、後背住宅地の良好な環境を保全するため、緩衝帯の設置や地区計画などにより適切な規制・誘導を図ります。(再掲) - 新たな居住ニーズへの対応が必要になった場合、農林業や既成市街地との調和を図った上で、地区の特性や優位性を活かし、多様なニーズに対応した住宅地の形成について、計画的な誘導を検討します。	
富丘、あずさなどを「ゆとり・低層住宅地」と位置づけ、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。(再掲)	
- 地区計画などにより、計画的に良好な住環境の維持保全を図るとともに、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設の誘導に努めます。(再掲) - 新たな居住ニーズへの対応が必要になった場合、農林業や既成市街地との調和を図った上で、地区の特性や優位性を活かした住宅地の形成について、計画的な誘導を検討します。	

□ 市街地中部地域〔鉄道以北〕の地域づくり方針図



※この方針図は、部分改訂箇所を特筆したのになります、部分改訂以外の位置づけ内容については、千歳市第3期都市計画マスタープランをご覧ください。

<03> 市街地西部地域〔鉄道以北〕

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.93

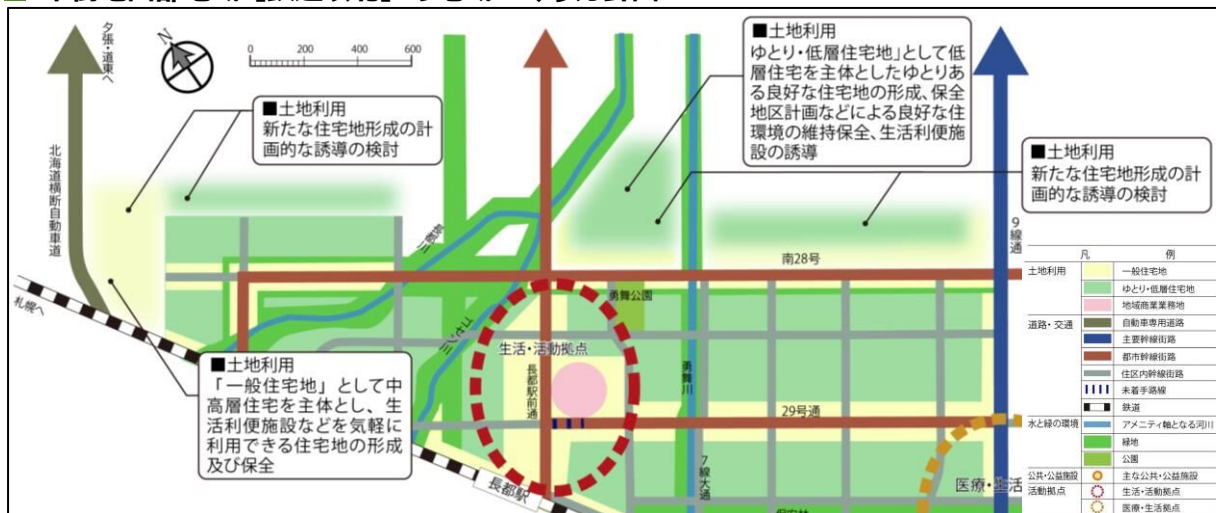
□ 現況と課題

- 千歳市立地適正化計画で設定した都市機能誘導区域の徒歩圏とその周辺や JR サッポロビール庭園駅の徒歩圏とその周辺及び幹線街路沿道に位置する生活利便性や交通利便性が高く、既存市街地に隣接した地区で、利便性の高さを生かした住宅地の形成に努める必要があります。

□ 市街地西部地域〔鉄道以北〕の地域づくりの方針

土地利用	住宅地
	長都駅前などや都市幹線街路の沿道を「一般住宅地」と位置づけ、中高層住宅を主体とし、生活利便施設を気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。(再掲)
	- 南28号(通称C経路)沿道は、後背住宅地の良好な環境を保全するため、緩衝帯の設置や地区計画などにより適切な規制・誘導を図ります。(再掲) - 新たな居住ニーズへの対応が必要になった場合、農林業や既存市街地との調和を図った上で、地区の特性や優位性を活かし、多様なニーズに対応した住宅地の形成について、計画的な誘導を検討します。
	- 北陽、北光、勇舞、長都駅前、みどり台を「ゆとり・低層住宅地」と位置づけ、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成、保全を図ります。(再掲) - 地区計画などにより、良好な住環境の維持保全や河川の保全や緑地などの整備を進めるとともに、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設の誘導に努めます。(再掲) - 新たな居住ニーズへの対応が必要になった場合、農林業や既存市街地との調和を図った上で、地区の特性や優位性を活かした住宅地の形成について、計画的な誘導を検討します。

□ 市街地西部地域〔鉄道以北〕の地域づくり方針図



※この方針図は、部分改訂箇所を特筆したのになります、部分改訂以外の位置づけ内容については、千歳市第3期都市計画マスタープランをご覧ください。

<04> 新千歳空港周辺地域

千歳市第3期都市計画マスタープラン対応ページ P.105

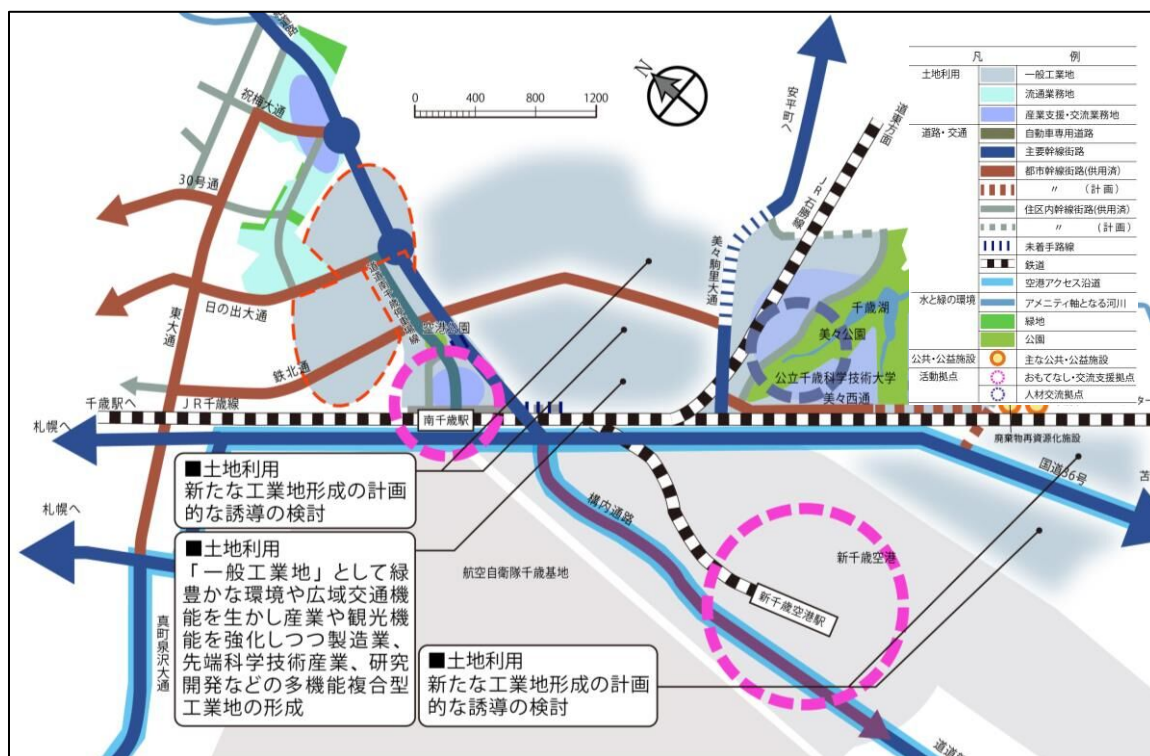
□ 現況と課題

- ・新千歳空港や Rapidus が立地する美々地区に近接した地区において幹線街路などの交通機能や空港機能を生かした工業地の形成に努める必要があります。

□ 新千歳空港周辺地域の地域づくりの方針

土地利用	工業地
・美々（千歳美々ワールド）、柏台南（千歳オフィス・アルカディア）を「一般工業地」と位置づけ、緑豊かな環境や機能強化した新千歳空港、新千歳空港インターチェンジなどの広域交通機能を生かし、産業や観光機能を強化しつつ、製造業や先端科学技術産業、研究開発などの活動を支える多機能複合型工業地の形成を図ります。（再掲） ▷ 新たな工業用地の需要を踏まえ、農林業や既成市街地との調和を図った上で、地区の特性や優位性を活かした地域経済の活性化に資する工業地の形成について、計画的な誘導を検討します。	

□ 新千歳空港周辺地域の地域づくり方針図



※この方針図は、部分改訂箇所を特筆したものになります、部分改訂以外の位置づけ内容については、千歳市第3期都市計画マスタープランをご覧ください。

報告事項

(1) 千歳市立地適正化計画の評価（案）について

千歳市立地適正化計画の評価 (案)

令和 8 年○月

千歳市

00 目次

01 計画の概要	1
（1）立地適正化計画とは	1
（2）千歳市立地適正化計画の策定	1
（3）計画の位置づけ	2
（4）計画の目標年次	2
（5）まちづくり方針	3
（6）目指すべき都市の骨格構造	4
（7）施策・誘導方針	5
（8）居住誘導区域、都市機能誘導区域及び活動・交流促進地区の設定	6
（9）目標値	7
（10）計画の評価	8
02 計画策定以降の取組や状況の整理	9
（1）誘導施策の実施状況	9
（2）居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数	15
（3）誘導施設の立地状況	16
（4）防災指針に基づく取組の実施状況	17
03 計画の評価	21
（1）目標値の評価・検証	21
（2）計画の見直し	32

01 計画の概要

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に位置づけられる「市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン」であり、おおむね以下の内容について定めます。

■立地適正化計画の区域

都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本。

■立地適正化計画の基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定。

■居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

■都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

■誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※都市機能増進施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

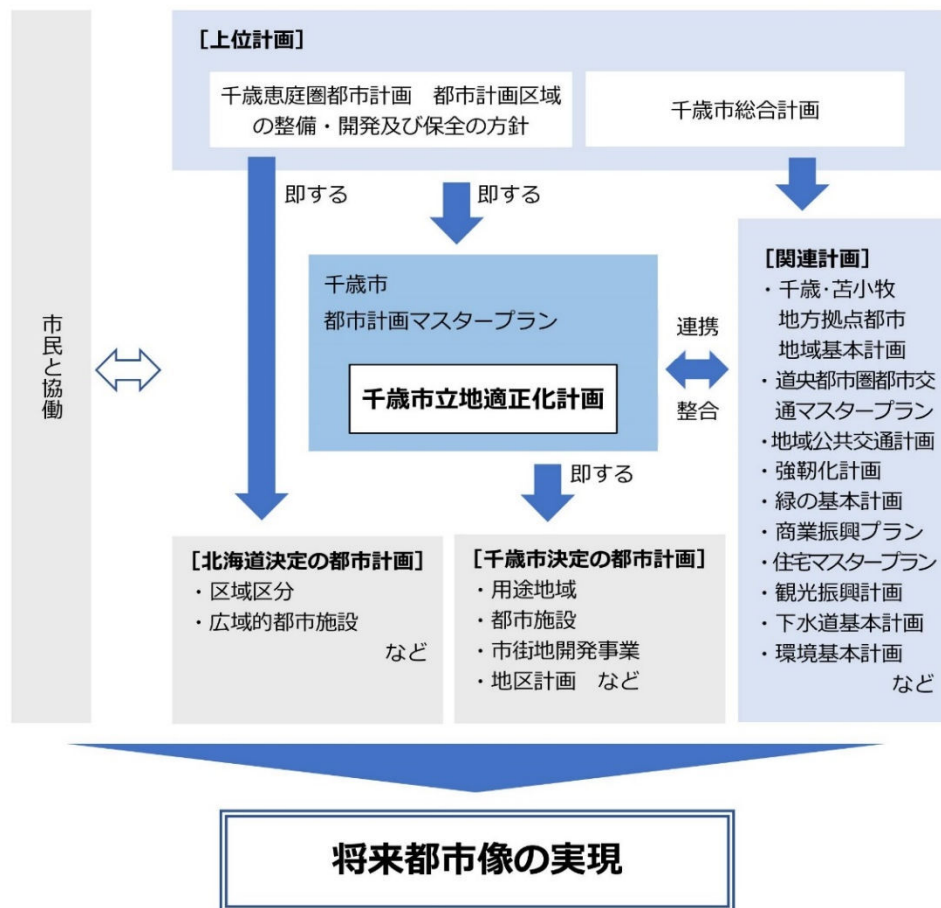
(2) 千歳市立地適正化計画の策定

千歳市では、令和 4 年（2022 年）3 月 1 日に千歳市立地適正化計画を策定し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に公表しています。計画に基づき目指すべきまちの将来都市像を実現するため、医療・福祉・商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等を図るとともに、人口増加の機会を生かした都市機能の増進のほか、安全性や利便性の確保を進め、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えた計画とすることで持続可能なまちづくりを進めています。

(3) 計画の位置づけ

千歳市立地適正化計画は、千歳市都市計画マスタープランの一部であり、「千歳市総合計画」及び北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特別措置法に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図るものとなっています。

図 立地適正化計画の位置づけ



(4) 計画の目標年次

計画の目標年次については、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した計画とし、令和 23 年（2041 年）を目標年次としています。

(5) まちづくり方針

都市機能や居住を誘導していくため、課題に基づいた目的を明確化し、効果的な施策を実施する基本方針となるまちづくり方針を定めており、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の将来都市像、都市づくりの5つの基本目標と連動するものとしています。

都市づくりの目標のうち、「安全」に関する部分は、防災指針にてその内容を具体化しています。

将来都市像



人をつなぐ：人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ：まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”

空のまち：村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”

□ まちづくり方針

千歳市は、人口減少傾向が著しい北海道において、人口増加が見込まれる数少ない都市です。この人口増加の機会を生かし、都市機能の増進、安全性や利便性の確保を進めることで持続可能な都市構造の構築につなげ、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えたまちづくりを進めます。

まちづくり方針1．[人口増加期]

■ 人口増加の機会を生かした、都市の活力増進や居住の場を確保します。

空港機能の強化や広域交通機能の拡充を背景とした人口増加の見通しを更なる発展の機会と捉え、都市機能の維持・誘導により、引き続き都市の活力増進を図ります。これにより市内への子育て世代を含む生産年齢層のニーズを高め、新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。

まちづくり方針2．[人口減少期を見据えて]

■ 将来の人口減少や更なる少子高齢化に備え、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を進めます。

将来の人口減少により、一定の人口密度に支えられてきた生活利便機能が低下するのを防止し、高齢になっても健康的に住み続けられ、あらゆる世代にとって便利な環境とするため、集積している都市機能を生かし、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を図ります。

(6) 目指すべき都市の骨格構造

まちづくり方針を踏まえ、課題に対応するため、市内各地に身近な拠点を配置し、それらが中心拠点を補完することで、拠点周辺から縁辺部まで、便利に住み続けられる環境を維持・拡充する『多核連携型』都市構造を目指しています。

千歳市が目指す『多核連携型』都市構造における拠点は、これまでのまちづくりの進捗や都市機能の集積などを踏まえ、8 拠点としています。

目指すべき都市の骨格構造

将来にわたり住み続けられる『多核連携型』都市構造

■ 中心拠点 (1 か所)

(JR 千歳駅・市役所周辺)

■ 生活・活動拠点 (5 か所)

(JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道 36 号沿道、中央大通沿道、30 号通沿道)

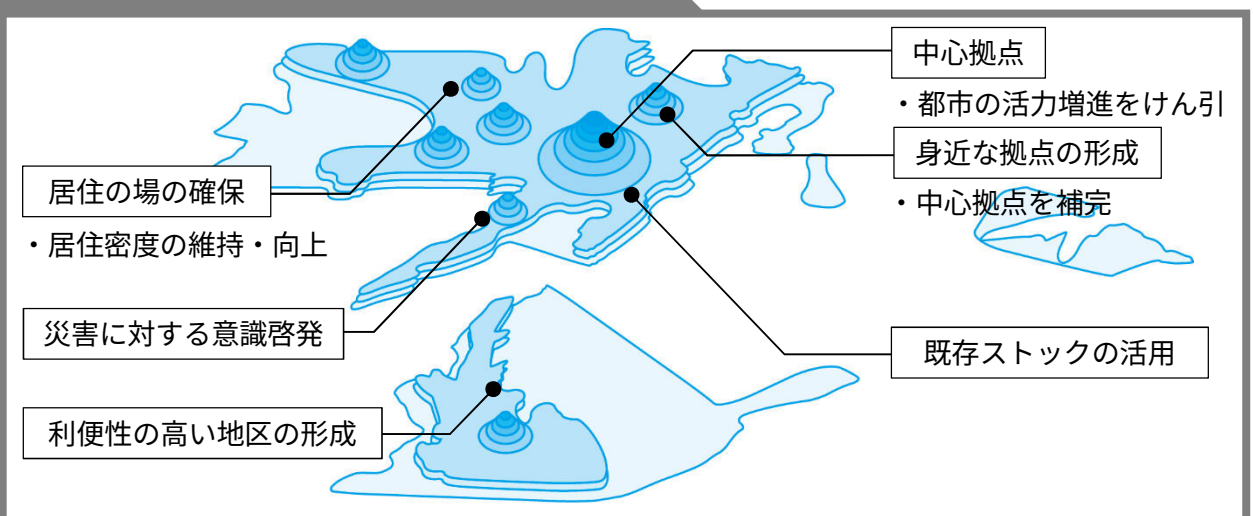
■ 医療・生活拠点 (1 か所)

(市立千歳市民病院周辺)

■ 福祉・生活拠点 (1 か所)

(大和)

目指すべき都市の骨格構造イメージ



(7) 施策・誘導方針

目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、課題に対する施策・誘導方針を次のとおりとしています。

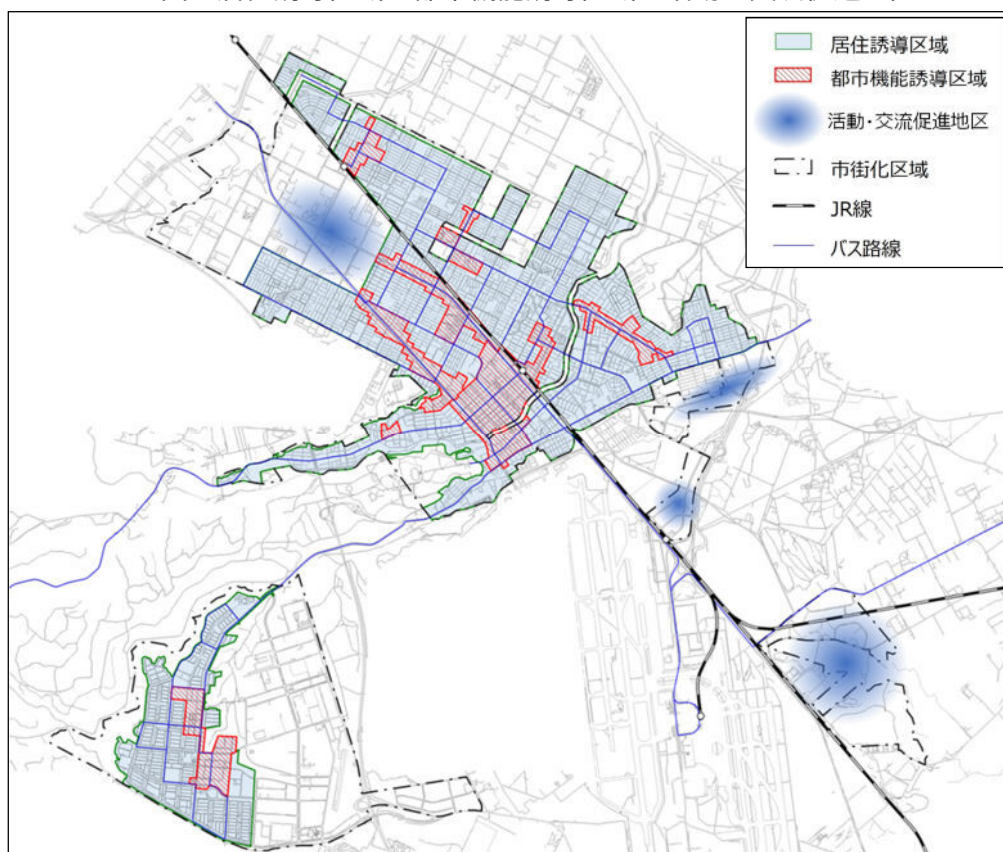
課題	施策・誘導方針
[子育て世代を含む生産年齢層を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。]	・新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。 ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。
[生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。]	・拠点へ都市機能の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。
[泉沢地域は、子育て世代を含む生産年齢層を中心とした居住誘導を図る必要があります。]	・泉沢地域は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。
[人口増加を維持していくため、集積している都市機能を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。]	・集積している都市機能や既存ストックを生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能の集積を促します。
[生活利便性を低下させないよう都市機能を維持する必要があります。]	・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能の維持に努めます。
[中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。]	・中心拠点として、行政や商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。
[高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。]	・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。
[使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。]	・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。
[既存の施設や都市施設を有効に活用する必要があります。]	・公共・公益施設は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設は、既存ストックの有効活用を図ります。
[市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。]	・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。

(8) 居住誘導区域、都市機能誘導区域及び活動・交流促進地区の設定

目指すべき都市の骨格構造などを踏まえ、人口密度の維持により生活サービスなどが持続的に確保されるよう居住を誘導する居住誘導区域、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域には、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設となる誘導施設を設定しています。

また、働く場の確保による移住・定住促進などのため、市独自区域として活動・交流促進地区を設定しています。

図 居住誘導区域、都市機能誘導区域、活動・交流促進地区



□ 誘導施設

区分	誘導施設	誘導する都市機能誘導区域
商業	3,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点・生活・活動拠点
	10,000 ㎡を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	中心拠点
医療	病院（2次救急医療機関）	中心拠点
	市立千歳市民病院	医療・生活拠点
高齢者福祉	総合福祉センター	中心拠点
	地域包括支援センター	生活・活動拠点・医療・生活拠点・福祉・生活拠点
子育て・教育・文化	千歳市民文化センター	中心拠点
その他	行政施設（市役所など）	中心拠点

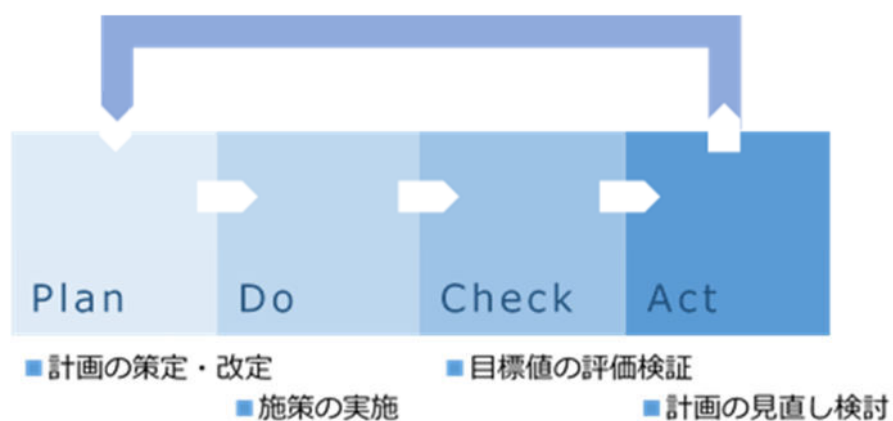
(9) 目標値

『多核連携型』都市構造の構築に必要な「居住の誘導」、「都市機能の誘導」、「公共交通」や防災まちづくりに必要な「治水対策」、「防災体制づくり」の進捗を計るため、千歳市第7期総合計画や千歳市強靱化計画と整合を図りながら目標値を設定しています。

項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値・目標値	備考
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年(2015年) 49.5人/ha	R12年(2030年) 49.5人/ha R22年(2040年) 49.5人/ha	・居住誘導区域面積に対する国勢調査人口の割合 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計
		泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年(2015年) 9,347人	R12年(2030年) 9,200人 R22年(2040年) 8,800人	・泉沢地域の居住誘導区域内の国勢調査人口 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計 ・人口減少率を半減
	都市機能の誘導	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度(2021年度) 68%	R12年(2030年) 68%以上 R22年(2040年) 68%以上	・都市機能誘導区域(8区域)ごとの誘導種別における誘導施設の立地割合
		中心市街地の歩行者通行量	R元年度(2019年度) 20,968人	R12年度(2030年度) 21,605人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・年1日(日曜日)の歩行者通行量
	公共交通	路線バス利用者数	R元年度(2019年度) 5,911人	R12年度(2030年度) 6,200人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・夏季、冬季の乗降調査による人数
防災指針	治水対策	普通河川の浚渫延長	R元年度(2019年度) 1,060m	R7年度(2025年度) 4,060m R12年度(2030年度) 6,560m	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・浚渫延長の累計
	防災体制づくり	個別計画参加町内会数	R元年度(2019年度) 93町内会	R7年度(2025年度) 98町内会 R12年度(2030年度) 102町内会	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・災害時避難行動要支援者個別計画に参加している町内会数
		自主防災組織活動カバー率	R元年度(2019年度) 78.17%	R7年度(2025年度) 81% R12年度(2030年度) 83.5%	・千歳市第7期総合計画、千歳市強靱化計画と連動 ・全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合

(10) 計画の評価

計画の評価については、都市計画運用指針に基づき、おおむね五年ごとに目標値の評価検証を行うよう努め、計画を見直す必要がある場合には、適宜、計画の見直しを行います。



02 計画策定以降の取組や状況の整理

目標値の評価・検証を行うため、計画策定以降の誘導施策の実施状況、居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数、誘導施設の立地状況及び防災指針に基づく取組の実施状況を整理します。

(1) 誘導施策の実施状況

施策・誘導方針に基づき、都市全体を見渡し、有効性が高いと考えられるものを検討するとしている居住や都市機能に関する誘導施策などについて、主な実施状況を整理します。

誘導施策について、計画策定以降に実施したものは次のとおりであり、様々な誘導施策を実施しています。なお、居住や都市機能の誘導に寄与するなど重複して効果のある誘導施策には、※印を付けています。

□ 居住に関する誘導施策

・居住誘導区域外の一定規模以上の住宅の建築・開発に係る届出

→都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づく届出の際に、立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

・新たな住宅地の形成

→居住の場を確保するため、北信濃及び根志越地区の一部を市街化区域に編入する都市計画変更を実施しています。

→居住誘導区域内の居住の場を確保するため、幸町、大和及び北斗地区の市有地の売却を実施しています。

・地区計画などによる良好な住環境の維持・形成

→居住誘導区域内で地区計画を定めている地区において、良好な住環境の維持・形成を図るため、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町及び末広地区において、土地の高度利用の促進と都市機能の向上を図るため、近隣商業地域の容積率変更を実施しています。※1

→富丘地区において、中高層を主体とした良好な住宅地の形成及び医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※2

・住まいに関する情報提供、空き家バンクなど、様々な住宅施策の推進

- 移住を検討している方や住まいに関する各種支援制度を知りたい方、空き家・空き地を探している方などを対象に、住まいに関する情報の提供を実施しています。
- 空き家の解体などを検討している方を対象に、千歳市版解体費用シミュレーターや千歳市版固定資産税シミュレーターなど解体工事に関する情報の提供を実施しています。
- 移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、所有者から売買など希望があった空き家情報を空き家バンクに登録する取組を実施しています。
- 住まいに関する支援のため、住宅の新築、増築、改修などの各種手続きについて、相談対応及び情報提供を行う住まいのコンシェルジュ（住宅総合相談員）を設置しています。
- 耐震診断及び耐震改修を促進するため、木造戸建住宅の無料簡易耐震診断や一般耐震診断、耐震改修費用の一部助成などの住宅施策を実施しています。
- 市民が安心かつ安全に暮らすことができる生活環境の維持・向上を図るため、市の空き家等対策の基本的な考え方を示す千歳市空き家等対策計画を令和6年（2024年）3月に策定し、空き家等に関する施策を推進しています。
- 若年・子育て世帯の定住促進のため、新築・中古住宅の取得支援事業を実施しています。

・泉沢地域は、子育てしやすいゆとりある住環境の維持保全

- 泉沢地区において、工業機能の充実や産業機能の集積、土地の有効利用の促進を図るとともに、働く場の確保により職住近接を促し子育てしやすい住環境の形成につながる工業専用地域の建蔽率変更を実施しています。
- 文京地区において、地域の生活利便性の向上に資する土地利用の促進や少子・高齢化が進んでも日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※3
- 平和地区において、先端技術産業など産業機能の集積や物流業務施設を主体とした土地利用の促進を図るとともに、働く場の確保により職住近接を促し子育てしやすい住環境の形成につながる地区計画の変更を実施しています。

□ 都市機能に関する誘導施策

・都市機能誘導区域外の誘導施設の整備に係る届出

→都市再生特別措置法第 108 条の規定に基づく届出の際に、立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

・地区計画などによる良好な環境の維持・形成

→良好な環境の維持・形成を図るため、都市機能誘導区域内で地区計画を定めている地区において、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町及び末広地区において、土地の高度利用の促進と都市機能の向上を図るため、近隣商業地域の容積率変更を実施しています。※1

→富丘地区において、中高層を主体とした良好な住宅地の形成及び医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※2

→文京地区において、地域の生活利便性の向上に資する土地利用の促進や、少子・高齢化が進んでも日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、用途地域の変更を実施しています。※3

・商店街における空き店舗の増加防止等に係る取組の支援

→遊休不動産の活用を進めるため、中心商店街等における空き店舗を活用して事業を行う方に対して、開業に伴う経費の一部を助成する中心商店街等空き店舗利用促進事業を実施しています。

・中心市街地をマネジメントするためのエリアプラットフォームの構築

→「まちの顔」について再度見直し、時代の変化を捉え、目指す将来像を描くため、ちとせ未来ビジョンを令和 5 年（2023 年）2 月に策定し、ちとせエリアプラットフォームを構築しています。

・JR 千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺で居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成

→まちづくりに関する知識向上やエリアマネジメントを推進する機運醸成を図るため、エリアマネジメント勉強会等を開催し、居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成を推進しています。

→千歳川周辺の親水公園や遊歩道の整備・利活用を目指す「千歳市かわまちづくり計画」を策定し、ハード・ソフトが一体となった空間づくりを進めています。

・ **公共未利用地の活用促進**

→富丘地区の市営住宅を集約し中層建築物に建て替え、必要な敷地面積の低減を図ることで余剰地を生み出し、土地の有効活用の可能性を示す富丘団地建替事業基本計画を策定しています。

→少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点の形成を図るため、文京地区の市有地の売却を実施しています。

・ **大和地区のコミュニティセンターの整備**

→令和9年度（2027年度）中の供用開始に向けて大和地区のコミュニティセンターの整備を進めています。

・ **JR千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上**

→JR千歳駅の機能向上や混雑を緩和するため、西口の駅前広場を完全ロータリー化したことに加え、東口の駅前広場にマイクロバス専用レーンを設置するなど、駅前広場整備を実施しています。※4

□ その他の施策

活動・交流促進地区

・地区計画などによる良好な環境の維持・形成

→活動・交流促進地区内で地区計画を定めている地区において、良好な環境の維持・形成を図るため、地区の特性に応じた建築物の用途や望ましい建て方などの誘導を実施しています。

・用途地域や地区計画などの変更

→美々地区において、産業機能などの強化を図り土地利用を促進するとともに、活動・交流促進地区の形成につながる用途地域及び地区計画の変更を実施しています。

→北信濃地区において、周辺の工業地の利便性向上を図るとともに、活動・交流促進地区の形成を図るため、用途地域及び特別用途地区の変更を実施しています。

・製造業をはじめ多様な企業の立地を促進する企業誘致の推進

→企業の立地意向を把握した企業誘致を推進するため、製造業をはじめとした多様な企業への訪問や各種産業展示会への出展を実施しています。

→最先端半導体製造拠点の立地を契機として、半導体エコシステムの構築に向けた取り組みを実施しています。

・企業などが取り組むリモートワーク等の多様な働き方を支援し、サテライトオフィス等の設置を促進

→会社や自宅以外でのリモートワークなど多様な働き方の実践のため、千歳アルカディア・プラザに南千歳テレワークステーションを開設するテレワーク環境整備事業を実施しています。

公共交通

・円滑な交通確保に向けた都市幹線街路の整備

→周辺の土地利用計画との整合を図り、円滑で安全な交通を確保するため、29号通の整備を実施しています。

→産業機能などの強化を図り、土地利用を促進するため、美々西通、美々南通の整備を実施しています。

・市内各地点のバス路線網を確保した快適で利用しやすい公共交通の充実

→将来にわたって持続可能な公共交通を維持・確保するため、千歳市地域公共交通計画に基づき、快適で利用しやすい公共交通の充実を図る取組を実施しています。

→美々地区における立地企業の増加や新千歳空港の乗降客数増加などの需要に対応するため、バス路線を新設しています。

→各地区の利便性向上や学生の路線バス利用を促進するため、バスの増便やバス路線の延長を実施しています。

・JR 千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上

→JR 千歳駅の機能向上や混雑を緩和するため、西口の駅前広場を完全ロータリー化したことに加え、東口の駅前広場にマイクロバス専用レーンを設置するなど、駅前広場整備を実施しています。※4

財政

・公共施設等総合管理計画の考えに基づいた計画的な改修や修繕、統廃合の検討

→個別施設計画未策定の集会施設等について、各施設の今後の方向性を定めるため、千歳市集会施設等個別施設計画を令和8年（2026年）3月に策定し、計画的な改修や修繕、統廃合の検討を実施しています。

・定期的な点検と診断結果に基づく道路施設の計画的な整備と適切な維持管理

→道路施設のメンテナンスサイクルを明確にし、効率的かつ効果的な維持管理に努め、整備を必要とする道路施設の修繕や更新などの整備を計画的に実施するため、千歳市道路施設維持修繕計画を令和7年（2025年）3月に改訂し、道路施設の計画的な整備と適切な維持管理を実施しています。

・水道や下水道施設の適切な維持管理や老朽化した管等の施設更新

→水道や下水道施設の正常な機能維持のため、定期的な点検・調査を実施した上で、適切な維持管理や老朽化した管等の修繕や更新を実施しています。

災害

・土砂災害警戒区域を居住誘導区域外に設定

→市民や事業者の災害に対する意識啓発を図るため、ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

(2) 居住誘導区域や都市機能誘導区域に関する届出件数

居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発などを行おうとする場合、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築目的の開発行為などをする場合、もしくは都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づき、市へ届出が必要であり、その届出件数を整理します。届出件数は、次のとおりです。

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までに合計37件の届出があり、居住誘導区域に関する届出は36件、都市機能誘導区域に関する届出は1件となっています。居住誘導区域に関する届出については、居住の場を確保するため市街化区域に編入した、あずさ4丁目における届出が多くを占めています。また、都市機能誘導区域に関する届出については、3,000㎡を超え10,000㎡以下の生鮮食料品を扱う小売店舗が都市機能誘導区域外に1件立地しています。

□ 届出件数

年度	居住誘導区域に関する届出		都市機能誘導区域に関する届出		
	開発行為	建築等行為	開発行為	建築等行為	休廃止
令和4年度 (2022年度)	2件	1件	0件	0件	0件
令和5年度 (2023年度)	0件	2件	0件	1件	0件
令和6年度 (2024年度)	0件	15件	0件	0件	0件
令和7年度 (2025年度)	0件	16件	0件	0件	0件
合計	2件	34件	0件	1件	0件

(3) 誘導施設の立地状況

医療や福祉、子育て支援、商業など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとして設定した誘導施設について、都市機能誘導区域内での立地状況を整理します。都市機能誘導区域内での誘導施設の立地状況は次のとおりです。

令和7年(2025年)においては、13か所に誘導施設が立地しており、令和3年度(2021年度)時点から各拠点での立地を維持しています。

□ 立地状況

誘導施設	拠点名	R3年度 (2021年度)	R7年 (2025年)
3,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の生 鮮食料品を扱う小 売店舗	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
	(JR長都駅周辺)	立地※	立地※
	(泉沢タウンセンター地区周辺)	—	—
	生活・活動拠点 (国道36号沿道)	立地	立地
	(中央大通沿道) (30号通沿道)	— 立地	— 立地
10,000 m ² を超える 生鮮食料品を扱う 小売店舗	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
病院(2次救急医 療機関)	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
市立千歳市民病院	医療・生活拠点 (市立千歳市民病院周辺)	立地	立地
総合福祉センター	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
地域包括支援 センター	(JR長都駅周辺)	—	—
	(泉沢タウンセンター地区周辺)	立地	立地
	生活・活動拠点 (国道36号沿道)	—	—
	(中央大通沿道)	—	—
	(30号通沿道)	—	—
	医療・生活拠点 (市立千歳市民病院周辺)	立地	立地
	福祉・生活拠点 (大和)	立地	立地
千歳市民文化 センター	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
行政施設 (市役所など)	中心拠点 (JR千歳駅・市役所周辺)	立地	立地
誘導施設が立地しているか所数		13か所	13か所

※10,000 m²を超える生鮮食料品を扱う小売店舗が立地しているため、誘導施設が立地しているとみなしています。

(4) 防災指針に基づく取組の実施状況

防災・減災対策の計画的な取組により、居住誘導区域内にある災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため定めた防災指針に基づく取組について、主な実施状況を整理します。

防災指針に基づく取組の実施状況は、次のとおりであり、各種取組を実施しています。

□ 水災害

- ・千歳川流域における堤防整備の促進や普通河川などの適切な維持管理

- 千歳川流域における堤防整備を促進するため、関係機関に対する要望活動を実施しています。

- 普通河川などの浚渫や草刈りなどを実施しています。

- ・雨水調整池による流出抑制対策や排水機場、排水路整備など内水対策の推進

- 排水機場のエンジン整備や電気設備の更新、排水路の床ざらい、草刈りなどを実施しています。

- ・河川の浚渫など適切な維持管理

- 河川の浚渫を令和4年度（2022年度）に260m、令和5年度（2023年度）に500m、令和6年度（2024年度）に320m、令和7年度（2025年度）に1,200m実施しています。

- ・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進

- 災害発生時における被害を最小限にするため、災害対応に必要な防災資機材を自主防災組織へ貸与しています。

- 防災意識の啓発など市民防災を促進するため、市民防災講座を実施しています。

- 令和8年度（2026年度）より「千歳市自主防災組織等活動支援助成金」を創設しています。

- ・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施

- 防災行政無線の他に市のホームページやSNSを活用し、緊急情報などを発信できる体制を整備しています。

- 防災情報共有システムを効果的に運用するため、石狩振興局が主催する防災情報共有システム合同訓練を実施しています。

・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進

→避難行動要支援者の安否について、要支援者名簿と指定避難所で作成される避難者名簿との照合や、民生委員・児童委員、自主防災組織等が保有する情報に基づき、確認を実施しています。

→避難行動要支援者に対する迅速かつ確実な安否確認及び避難支援を実現するため、町内会などで避難を支援する者を選定し、避難勧告等の伝達が円滑に行われる体制づくりの推進を実施しています。

・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施

→洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年（2023年）2月に更新しています。また、桂木地区において土砂災害対策工事が完了し、特別警戒区域の一部が警戒区域に変更されたため、土砂災害ハザードマップを令和6年（2024年）3月に更新しています。

→市民の防災意識を高めるため、市民参加型の総合防災訓練や避難所開設訓練を実施しています。

・指定避難所となる学校施設や公共・公益施設の適正な維持管理

→学校施設や公共・公益施設について、給水管の耐震化工事などの大規模改修や設備点検、保守点検、修繕などを実施しています。

・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進

→千歳市災害応急対策用品整備計画 第2期を令和5年（2023年）3月に策定し、整備計画に基づき備蓄の更新や追加、配備などを実施しています。

・緊急輸送道路の計画的な整備などの促進

→緊急輸送道路の定期的な点検や修繕、無電柱化などを実施及び促進しています。

・道路施設の定期的な点検や整備などの推進

→道路及び橋梁における道路照明などの道路施設について、定期的な点検や整備などを実施しており、橋梁については順次耐震化を実施しています。

□ 土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域外とし、防災に対する意識啓発の推進

→ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

- ・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進

→災害発生時における被害を最小限にするため、災害対応に必要な防災資機材を自主防災組織へ貸与しています。

→防災意識の啓発など市民防災を促進するため、市民防災講座を実施しています。

→令和8年度（2026年度）より「千歳市自主防災組織等活動支援助成金」を創設しています。

- ・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施

→防災行政無線の他に市のホームページやSNSを活用し、緊急情報などを発信できる体制を整備しています。

→防災情報共有システムを効果的に運用するため、石狩振興局が主催する防災情報共有システム合同訓練を実施しています。

- ・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進

→避難行動要支援者の安否について、要支援者名簿と指定避難所で作成される避難者名簿との照合や、民生委員・児童委員、自主防災組織等が保有する情報に基づき、確認を実施しています。

→避難行動要支援者に対する迅速かつ確実な安否確認及び避難支援を実現するため、町内会などで避難を支援する者を選定し、避難勧告等の伝達が行われる体制づくりの推進を実施しています。

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施

→洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年（2023年）2月に更新しています。また、桂木地区において土砂災害対策工事が完了し、特別警戒区域の一部が警戒区域に変更されたため、土砂災害ハザードマップを令和6年（2024年）3月に更新しています。

→市民の防災意識を高めるため、市民参加型の総合防災訓練や避難所開設訓練を実施しています。

- ・要配慮者利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画の策定や避難訓練実施の支援

→要配慮者利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画とするため、町内会や民生委員、千歳警察署、消防、社会福祉協議会、自衛隊などの避難支援等関係者に要支援者名簿を提供し、避難所における安否確認等に活用しています。

→指定避難所までの避難に際しての課題や留意点をあらかじめ確認するため、町内会などに避難訓練の実施を促進しています。

- ・立地適正化計画の届出や勧告による立地誘導

→ホームページや窓口で立地適正化計画の趣旨の説明を実施しています。

- ・指定避難所となる学校施設や公共・公益施設の適正な維持管理

→学校施設や公共・公益施設について、給水管の耐震化工事などの大規模改修や設備点検、保守点検、修繕などを実施しています。

- ・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進

→千歳市災害応急対策用品整備計画 第2期を令和5年（2023年）3月に策定し、整備計画に基づき備蓄の更新や追加、配備などを実施しています。

- ・緊急輸送道路の計画的な整備などの促進

→緊急輸送道路の定期的な点検や修繕、無電柱化などを実施及び促進しています。

- ・道路施設の定期的な点検や整備などの推進

→道路及び橋梁における道路照明などの道路施設について、定期的な点検や整備などを実施しており、橋梁については順次耐震化を実施しています。

03 計画の評価

計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討するため、実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証を行い、計画の見直しの必要性について整理します。

(1) 目標値の評価・検証

『多核連携型』都市構造の構築のため、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向けた「居住の誘導」、都市機能による各種サービスの効率的な提供に向けた「都市機能の誘導」、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向けた「公共交通」、また、防災まちづくりのための「治水対策」及び「防災体制づくり」の区分で、指標及び目標値を設定しています。

指標の基準値、評価年次となる現況値及び目標値は、次のとおりです。

項目	区分	番号	指標	基準値	現況値	中間目標値・目標値	
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	①	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年 (2015年) 49.5人/ha	R7年 (2025年) 50.3人/ha	R12年 (2030年) 49.5人/ha	R22年 (2040年) 49.5人/ha
		②	泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年 (2015年) 9,347人	R7年 (2025年) 8,811人	R12年 (2030年) 9,200人	R22年 (2040年) 8,800人
	都市機能の誘導	③	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度 (2021年度) 68%	R7年 (2025年) 68%	R12年 (2030年) 68%以上	R22年 (2040年) 68%以上
		④	中心市街地の歩行者通行量	R元年度 (2019年度) 20,968人	—	R12年度 (2030年度) 21,605人	
	公共交通	⑤	路線バス利用者数	R元年度 (2019年度) 5,911人	R7年度 (2025年度) 4,213人	R12年度 (2030年度) 6,200人	
防災指針	治水対策	⑥	普通河川の浚渫延長	R元年度 (2019年度) 1,060m	R7年度 (2025年度) 3,840m	R7年度 (2025年度) 4,060m	R12年度 (2030年度) 6,560m
	防災体制づくり	⑦	個別計画参加町内会数	R元年度 (2019年度) 93町内会	R7年度 (2025年度) 93町内会	R7年度 (2025年度) 98町内会	R12年度 (2030年度) 102町内会
		⑧	自主防災組織活動カバー率	R元年度 (2019年度) 78.17%	R7年度 (2025年度) 83.41%	R7年度 (2025年度) 81%	R12年度 (2030年度) 83.5%

□ 指標①：居住誘導区域の人口密度(グロス)

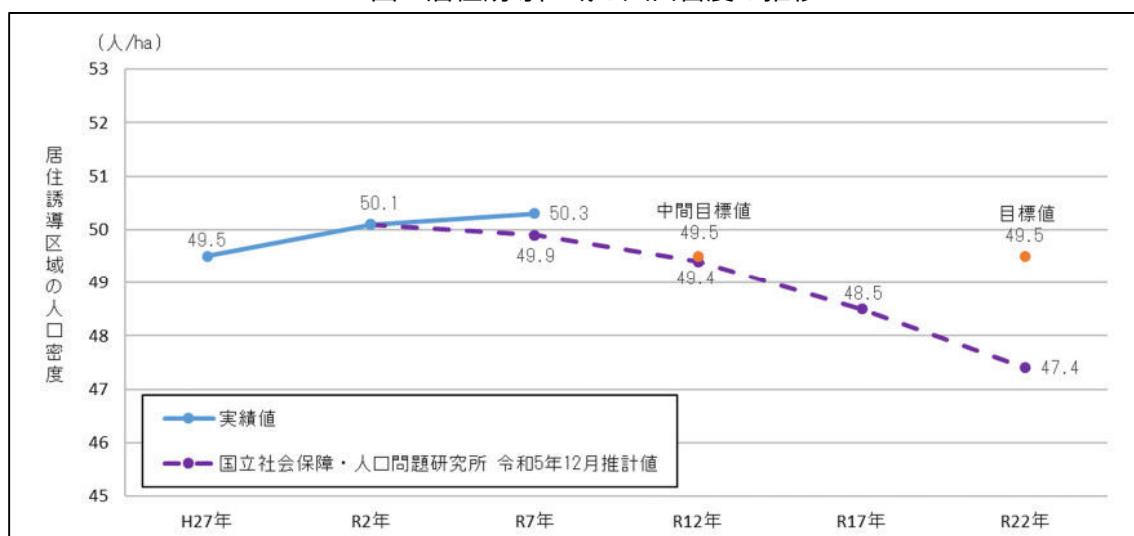
▶ 49.5 人/ha（基準値）→ 50.3 人/ha（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・居住誘導区域の人口密度は、令和 12 年（2030 年）及び令和 22 年（2040 年）の目標値を上回っています。
- ・居住誘導区域の人口密度の維持・向上につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・居住誘導区域で受け止めきれない人口の増加に対応するため市街化区域に編入した地区への居住も進んでいます。
- ・居住誘導区域の生活利便性の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 12 年（2030 年）以降に目標値を下回っています。

指標	H27 年 (2015 年) 基準値	R 7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
居住誘導区域の 人口密度（グロス）	49.5 人/ha	50.3 人/ha	49.5 人/ha	49.5 人/ha

図 居住誘導区域の人口密度の推移



資料：令和 2 年国勢調査、令和 7 年国勢調査（速報集計）、国立社会保障・人口問題研究所

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 7 年（2025 年）の居住誘導区域の人口密度は増加しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・市街化区域に編入した地区の居住誘導区域設定は、今後の人口動態を踏まえ、検討していく必要があります。
- ・今後も生活サービスやコミュニティの持続的な確保につなげるため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き居住に関する誘導施策を実施していきます。

□ 指標②：泉沢地域の居住誘導区域の人口

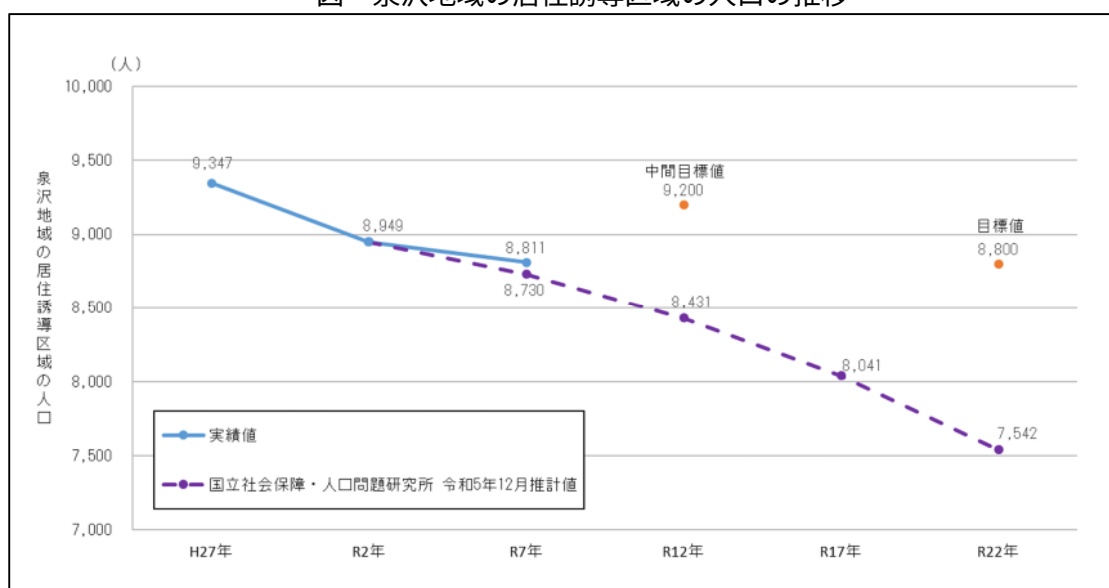
▶ 9,347 人（基準値）→ 8,811 人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・泉沢地域の居住誘導区域の人口は、令和 12 年（2030 年）の中間目標値を下回っています。
- ・泉沢地域の居住誘導区域の人口の維持につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・泉沢地域における居住誘導区域の生活利便性の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計では、目標値を下回ったままとなっています。
- ・令和 2 年（2020 年）と令和 7 年（2025 年）を比べると、人口はおおむね維持しています。

指標	H27 年 (2015 年) 基準値	R 7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
泉沢地域の居住 誘導区域の人口	9,347 人	8,811 人	9,200 人	8,800 人

図 泉沢地域の居住誘導区域の人口の推移



資料：令和 2 年国勢調査、令和 7 年国勢調査（速報集計）、国立社会保障・人口問題研究所

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・目標値は下回っているものの令和 2 年（2020 年）と令和 7 年（2025 年）を比べると泉沢地域の居住誘導区域の人口はおおむね維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・人口の維持に寄与すると考えられる用途地域の変更など、様々な誘導施策を実施しており、効果が現れるまでには時間がかかるものもあります。
- ・今後も泉沢地域の生活サービスやコミュニティの持続的な確保につなげるため、目標値は適当であると考え、引き続き住宅取得支援事業などの居住に関する誘導施策を実施するとともに、今後の状況を踏まえながら新たな誘導施策についても検討していきます。

□ 指標③：都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合

▶ 68%（基準値）→ 68%（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合は、基準値を維持し令和 12 年（2030 年）及び令和 22 年（2040 年）の目標値を達成しています。
- ・都市機能誘導区域への誘導施設の立地維持につながる都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・都市機能誘導区域外に誘導施設が 1 件立地したものの、活動・交流促進地区の形成に資するものとなっています。

指標	R3 年度 (2021 年度) 基準値	R7 年 (2025 年) 現況値	R12 年 (2030 年) 中間目標値	R22 年 (2040 年) 目標値
都市機能誘導区域 に誘導施設が立地 している割合	68%	68%	68%以上	68%以上

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和 7 年（2025 年）の都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合は、基準値を維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・今後も都市機能による各種サービスの効率的な提供につなげていくため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き都市機能に関する誘導施策を実施していきます。

□ 指標④：中心市街地の歩行者通行量

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・中心市街地の歩行者通行量は、交通量調査員が歩行者数を計測し、その値を基に推計しているため、令和2年度（2020年度）の調査は新型コロナウイルスの影響により実施していません。
- ・令和3年度（2021年度）以降の調査については、歩行者数を継続的に把握出来る定点カメラを用いて計測する方法に改め、調査地点の数を30か所から18か所へ見直しています。
- ・調査方法の変更に伴い千歳市第7期総合計画の基準値、現況値及び目標値を変更しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる誘導施設の立地は、維持しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R12年度 (2030年度) 目標値
中心市街地の 歩行者通行量	20,968人	—	21,605人

▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・歩行者通行量の調査方法を変更したことに伴い、千歳市第7期総合計画の目標値を変更したため、動向を把握する必要があります。

指標「中心市街地の歩行者通行量」は、千歳市第7期総合計画と連動させているため、調査方法を変更した後の「中心市街地の歩行者通行量」について整理します。

□ 指標：中心市街地の歩行者通行量

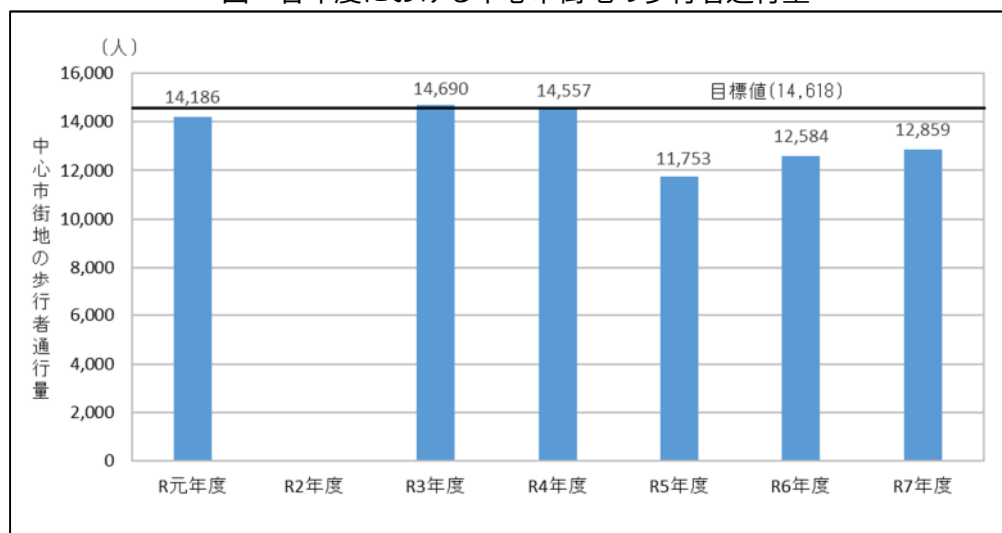
▶ 14,186 人（基準値）→ 12,859 人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・中心市街地の歩行者通行量の調査方法を変更したことにより、調査地点の数を 30 か所から 18 か所に減らした分の歩行者通行量が減少しているため、基準値及び目標値を変更しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量は、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を下回っています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる居住や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・中心市街地の歩行者通行量の増加につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・令和 5 年度（2022 年度）は、千歳場外発売所（Aiba 千歳）の移転などにより減少したと考えられますが、その後は増加しています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
中心市街地の歩行者通行量	14,186 人	12,859 人	14,618 人

図 各年度における中心市街地の歩行者通行量



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・目標値は下回っているものの令和 5 年度（2023 年度）以降は増加しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・今後も都市機能による各種サービスの効率的な提供につなげていくため、引き続き都市機能に関する誘導施策を実施するとともに、まちなかの再構築を促すなど新たな誘導施策についても検討していきます。
- ・指標は、千歳市第7期総合計画に連動させているため、今後も動向を把握していきます。

□ 指標⑤：路線バス利用者数

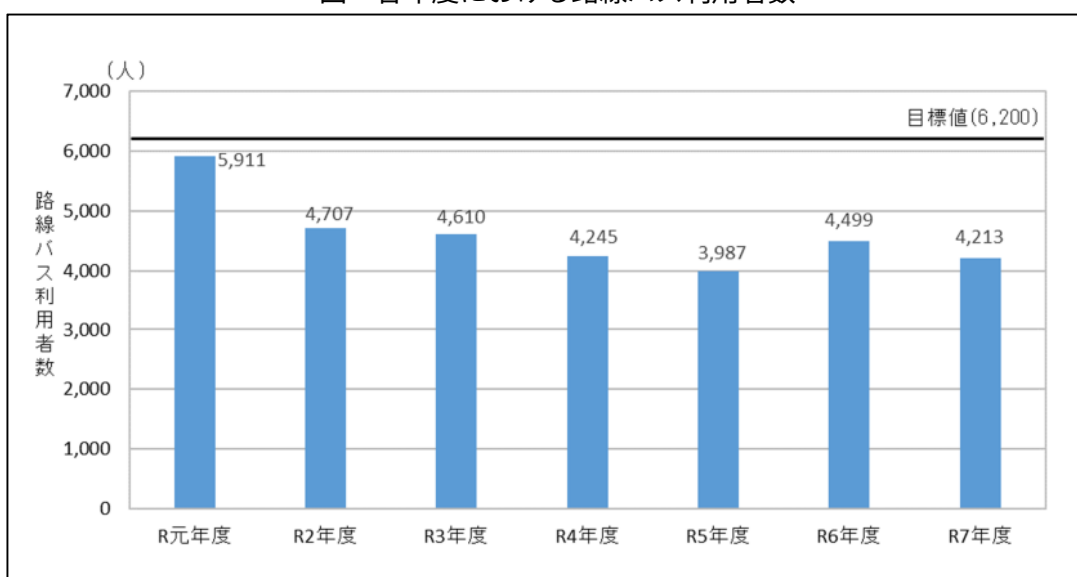
▶ 5,911 人（基準値）→ 4,213 人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・路線バス利用者数は、令和 12 年度（2030 年度）の目標値を下回っています。
- ・路線バス利用者数の維持につながる公共交通に関する施策や都市機能に関する誘導施策など、様々な施策を実施しています。
- ・路線バス利用者数の確保につながる誘導施設の立地は、維持しています。
- ・路線バス利用者数は、新型コロナウイルスの影響で減少した令和 2 年度（2020 年度）以降、おおむね維持しています。
- ・令和 8 年 4 月にバス路線の新設や増便等を行ったことにより、令和 8 年度の路線バス利用者数は 5,644 人となり、令和 12 年度の目標値に近づいています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
路線バス利用者数	5,911 人	4,213 人	6,200 人

図 各年度における路線バス利用者数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和 2 年度（2020 年度）以降の路線バス利用者数はおおむね維持しており、実施した誘導施策の効果が現れていると考えられます。
- ・利用者数の維持に寄与すると考えられる交通結節点としての機能向上など、様々な誘導施策を実施しており、効果が現れるまでには時間がかかるものもあります。
- ・令和 8 年度には路線バス利用者数 5,644 人と大きく増加していることや拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保のため、目標値は適当であると考え、引き続き千歳市地域公共交通計画の改訂など公共交通に関する誘導施策を実施するとともに、今後の状況を踏まえながら新たな誘導施策についても検討していきます。

□ 指標⑥：普通河川の浚渫延長

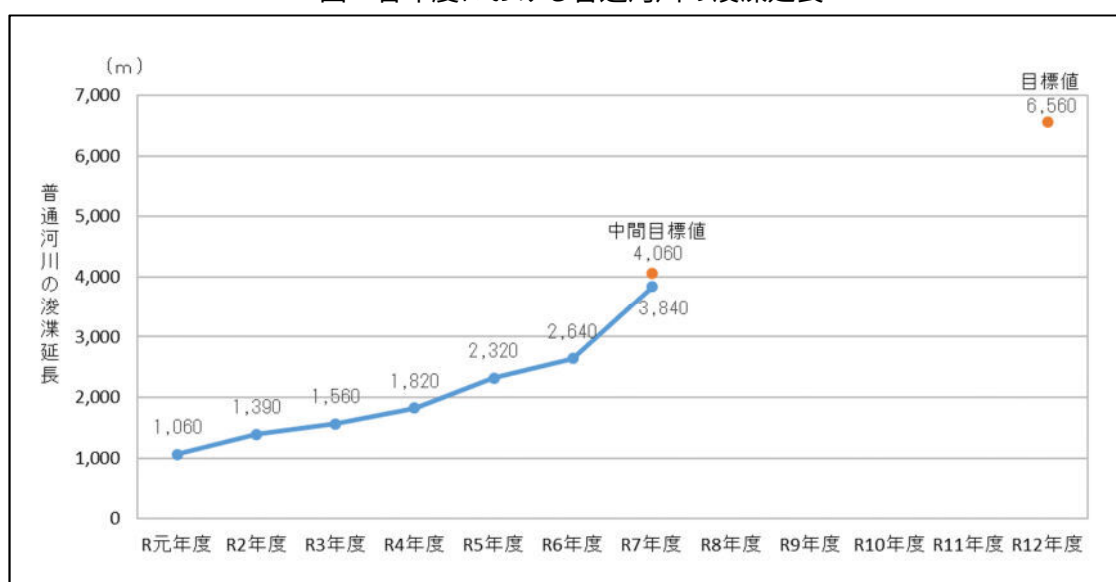
▶ 1,060m（基準値）→ 3,840m（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・普通河川の浚渫延長は、中間目標値を下回っています。
- ・周辺の土地利用や気象状況によって変化する土砂の堆積量を踏まえ、浚渫を実施しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R7年度 (2025年度) 中間目標値	R12年度 (2030年度) 目標値
普通河川の 浚渫延長	1,060m	3,840m	4,060m	6,560m

図 各年度における普通河川の浚渫延長



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・中間目標値は下回っているものの土砂の堆積量に応じて浚渫を実施しており、河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、今後も継続して実施する必要があります。
- ・令和7年度は中間目標値を下回っていますが、令和8年度は1,100mの浚渫を予定し中間目標の達成を見込んでいることや今後も継続的に治水対策を進めていく必要があるため、設定している目標値は適当であると考え、継続的に取組を実施していきます。

□ 指標⑦：個別計画参加町内会数

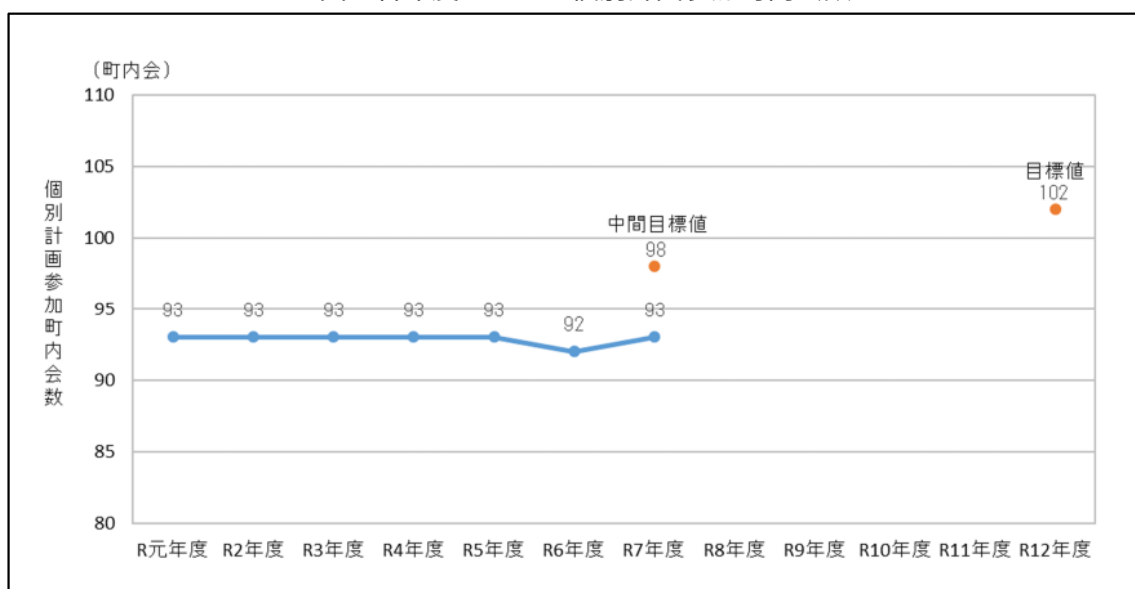
▶ 93 町内会（基準値）→ 93 町内会（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・個別計画参加町内会数は、中間目標値を下回っています。
- ・個別計画参加町内会数の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。
- ・より効果的な施策の評価を行うため、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標を「避難行動要支援者名簿新規登録者数」に変更しています。

指標	R 元年度 (2019 年度) 基準値	R 7 年度 (2025 年度) 現況値	R 7 年度 (2025 年度) 中間目標値	R12 年度 (2030 年度) 目標値
個別計画参加 町内会数	93 町内会	93 町内会	98 町内会	102 町内会

図 各年度における個別計画参加町内会数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和元年度（2019 年度）と令和 7 年度（2025 年度）を比べると個別計画参加町内会数は維持しており、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・より効果的な施策の評価を行うことを目的に千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標を変更したため、「避難行動要支援者名簿新規登録者数」の動向を把握する必要があります。

指標「個別計画参加町内会数」は、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画と連動させているため「避難行動要支援者名簿新規登録者数」について整理します。

□ 指標：避難行動要支援者名簿新規登録者数

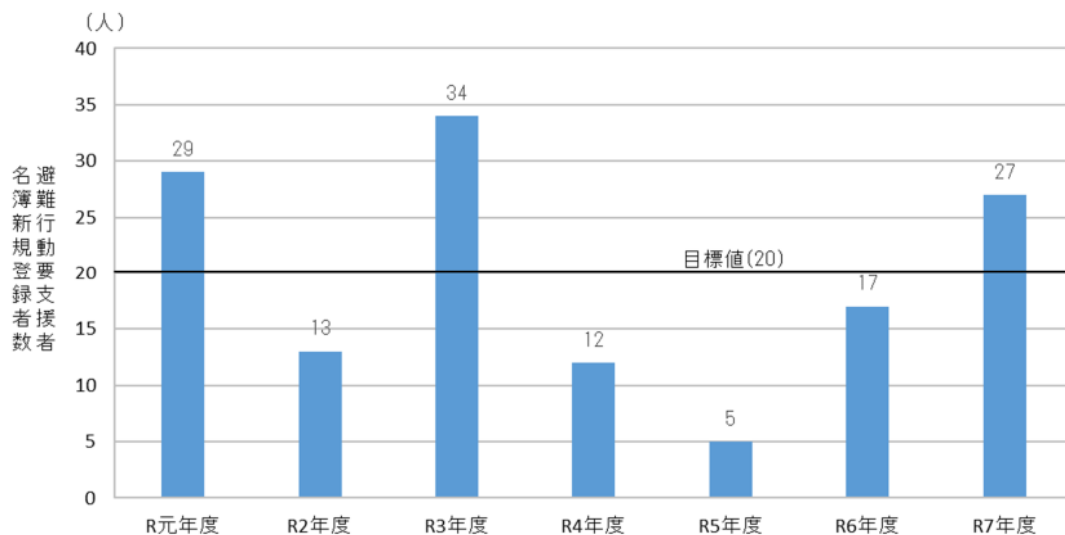
▶ 29人（基準値）→ 27人（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・避難行動要支援者名簿新規登録者数は、令和12年度（2030年度）の目標値を上回っています。
- ・避難行動要支援者名簿新規登録者数の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。
- ・令和元年度（2019年度）、令和3年度（2021年度）及び令和7年度（2025年度）における避難行動要支援者名簿新規登録者数は、目標値を上回っています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R12年度 (2030年度) 目標値
避難行動要支援者 名簿新規登録者数	29人	27人	20人

図 各年度における避難行動要支援者名簿新規登録者数



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和7年度（2025年度）の避難行動要支援者名簿新規登録者数は目標値を上回り、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・指標は、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画に連動させているため、今後も動向を把握していきます。

□ 指標⑧：自主防災組織活動カバース率

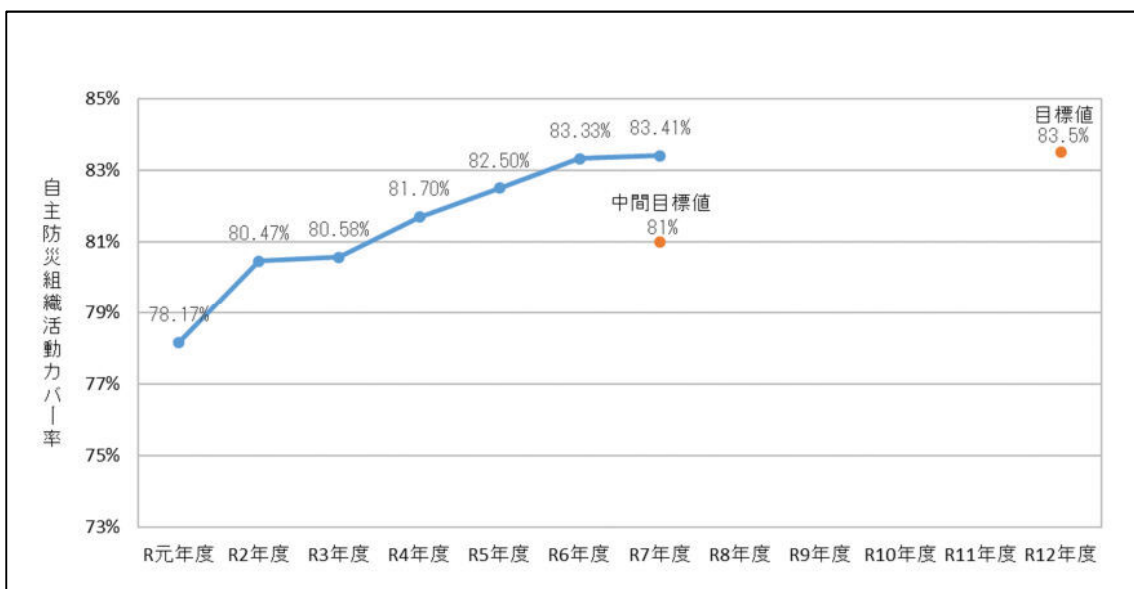
▶ 78.17%（基準値）→ 83.41%（現況値）

▷ 指標に関する施策等や指標の現状

- ・自主防災組織活動カバース率は、中間目標値を上回っています。
- ・自主防災組織活動カバース率の維持につながる防災指針に基づく取組など、様々な取組を実施しています。

指標	R元年度 (2019年度) 基準値	R7年度 (2025年度) 現況値	R7年度 (2025年度) 中間目標値	R12年度 (2030年度) 目標値
自主防災組織 活動カバース率	78.17%	83.41%	81%	83.5%

図 各年度における自主防災組織活動カバース率



▷ 実施した施策等を踏まえた目標値の評価・検証

- ・令和7年度（2025年度）の自主防災組織活動カバース率は中間目標値を上回っており、実施した取組の効果が現れていると考えられます。
- ・今後も防災体制づくりにより水災害や土砂災害に備えるため、設定している目標値は適当であると考え、引き続き防災指針に基づく取組などを実施していきます。

(2) 計画の見直し

指標については、「泉沢地域の居住誘導区域の人口」など、目標値を下回る指標がある一方で、千歳市立地適正化計画に掲げるまちづくり方針の達成に当たり、特に重要と考えられる「居住誘導区域の人口密度（グロス）」及び「都市機能誘導区域内に誘導施設が立地している割合」は目標値を達成しています。一部の指標は、千歳市第7期総合計画及び千歳市強靱化計画の指標及び目標値を変更したため、動向を把握する必要がありますが、現況値等はこれらの計画において把握しています。

また、人口増加に対応するため市街化区域に編入した地区については、居住誘導区域の設定を検討する必要がありますが、その判断には今後の人口動態を踏まえる必要があります。

さらに、Rapidus 株式会社の立地により本市を取り巻く状況は変化しているものの、目指すべき都市の骨格構造等の形成に資するものであることや、千歳市立地適正化計画はおおむね20年後の都市の姿を展望した計画であり、策定から5年が経過した段階であることに加え、実施した誘導施策や取組の中には着手して間もないものもあります。そのため、その効果を十分に発現するためには、長期的な視点で動向を把握しながら継続的に取り組んでいくことが必要です。

以上のことから、現時点では計画の見直しは行わず、今後も将来都市像の実現に向けて各種施策に取り組めます。